第2次磐田市環境基本計画　後期計画

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

2023年（令和5年）3月

磐田市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨 …… 2
2 計画の位置づけ …… 2
3 計画の策定方針 …… 3
4 計画策定の背景 …… 4
5 計画の構成 …… 5

第2章 本市の現状と施策の方向性

1 市の概況 …… 8
2 気候・気象 …… 10
3 気候変動の影響 …… 12
4 施策の方向性 …… 14

第3章 望ましい環境像と計画の体系

1 望ましい環境像 …… 17
2 計画の体系 …… 18

第4章 望ましい環境像の実現に向けた施策

1 基本方針１ 暮らしやすさが実感できる環境をつくります …… 22
2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります …… 24
3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります …… 26
4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します …… 28
5 基本方針5 環境教育を推進します …… 30

第5章 地球温暖化対策 ［磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）／磐田市気候変動適応計画］

1 地球温暖化対策の概要 …… 34
2 温室効果ガス排出の現状 …… 37
3 温室効果ガス排出量の将来予測 …… 42
4 温室効果ガス排出量の削減目標 …… 44
5 地球温暖化対策に取り組みます（基本方針6） …… 45

第6章 計画の推進方法

1 推進体制 …… 54
2 進行管理 …… 55

資料編

第1章　計画の基本的事項

計画の基本的事項 1 策定の趣旨

本市は、磐田市環境基本条例に基づき 2017 年度（平成 29 年度）に「第 2 次磐田市環境基本計画」を策定し、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境の負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進しています。また 2021 年（令和 3 年）6 月に国のパリ協定の実現に向けたカーボンニュートラル宣言を踏まえて、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

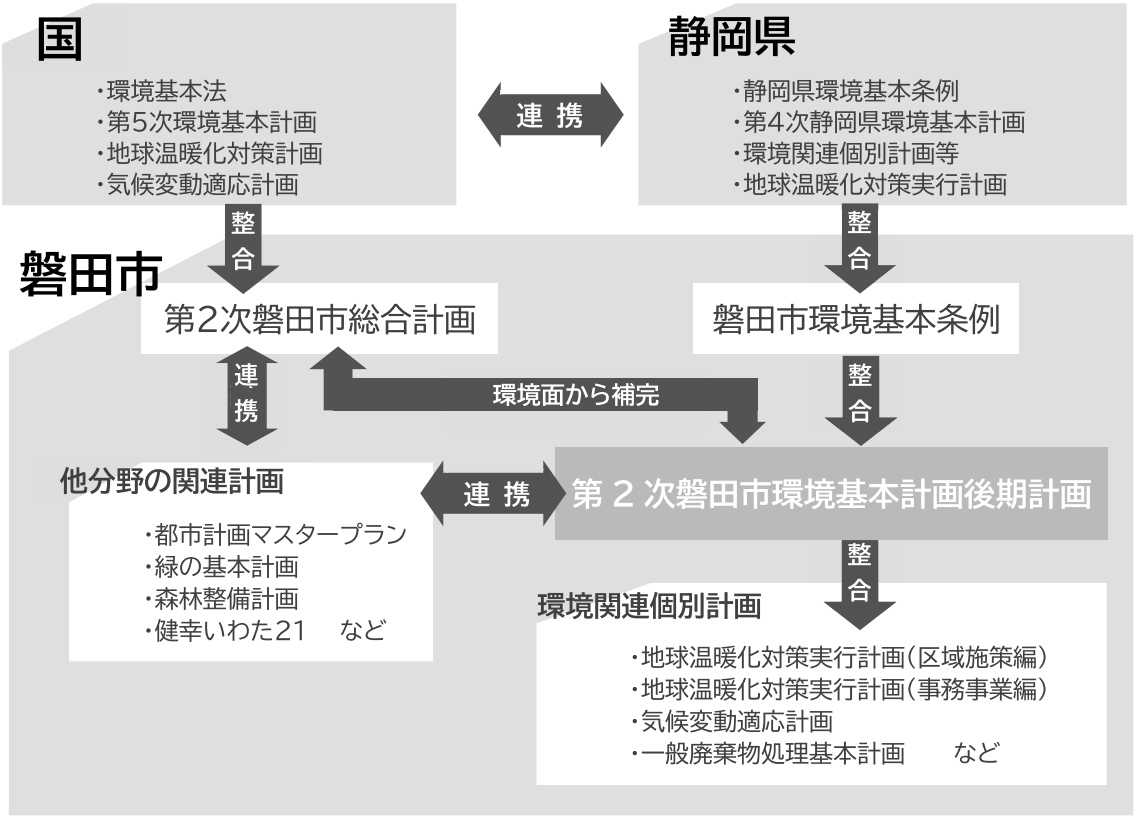
こうした中、「第 2 次磐田市環境基本計画」の前期の期間が 2022 年度（令和 4 年度）をもって終了することから、本市を取り巻く社会情勢の変化を鑑み、新たに脱炭素社会の実現を目指す視点を加えた「第 2 次磐田市環境基本計画後期計画」（以下「本計画」）を「第 2 次磐田市総合計画後期計画」などの諸計画と整合を図りつつ、策定します。

計画の基本的事項 2 計画の位置づけ

本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画後期計画」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。

なお、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）や気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を内包します。

《第 2 次磐田市環境基本計画の位置づけ》



計画の基本的事項 3

計画の策定方針

～第２次環境基本計画後期計画は、以下の方針に基づいて策定します～

総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり

本計画は、「第2次総合計画後期計画」を環境面から補完する計画であるとともに、環境に関連する個別計画の上位計画として位置づけることから、関連計画と整合を図った環境指標を設定する中で、適正に進捗管理を行い実効性のある計画とします。

これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり

「第2次環境基本計画前期計画」の進捗を踏まえた中で、取り巻く環境や社会情勢の変化に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。

磐田の特色を取り入れた計画づくり

本市の魅力を高めるとともに計画的な進捗を図るため、磐田の特色を取り入れた計画とします。

環境教育・環境学習に関する取組みを推進した計画づくり

環境に配慮した取組みを実践する人材を育成する計画とします。特に子どもたちの環境教育や環境学習を推進していきます。

シンプルで分かりやすい計画づくり

環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるように、読みやすく理解しやすい表現を心掛けた計画とします。

SDGsとの関連を明らかにした計画づくり

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015 年（平成27年）9月の国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の行動目標で、2030年（令和12年）を年限とする17のゴールと 169 のターゲットから構成されます。

磐田市の環境施策は、SDGsと方向性を同じくすることから、それぞれの基本方針に関連するSDGs目標を明らかにした計画とします。



（出典：国際連合広報センターホームページ「SDGs ポスター（17 のアイコン 日本語版）」）

計画の基本的事項 4

計画策定の背景

人の営みは、多種多様な地球の恵みを受けて成り立っています。私たちは、このことを再認識し、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直すことで、環境の負荷の少ない持続的な発展が期待できる社会を目指すことが求められています。

本市は、地球的な視点に立った環境の保全と創造を目指す施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に制定した「磐田市環境基本条例」に基づき2008年（平成20年）に「磐田市環境基本計画」を整備しました。

そして2018年（平成30年）には、同計画の改定版である「第2次磐田市環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者の責務を明らかにするなどして、協働による事業の推進を図ってきたところです。

しかし、計画の策定から約5年が経過する中で私たちを取り巻く環境は、予想を超えて大きく変わりつつあります。近年の大量生産・大量廃棄が進む社会生活や経済活動が地球に大きな負担をかけ、既に限界が近いとも言われています。

特に地球温暖化は、深刻な問題です。各地で短時間豪雨や台風の強大化による風水害の被害が発生するなど、その影響が顕在化しています。

国際社会は、2015年（平成27年）に「2030 アジェンダ」を国連で採択し、世界が取り組むべき17の共通ゴールを示した SDGs を掲げました。また、同年に途上国を含む多くの国が地球温暖化対策に取り組む国際的な枠組みであるパリ協定をCOP21で採択して、21世紀の後半までに人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとすることを宣言しました。

国は、2018年（平成 30 年）に閣議決定した「第5次環境基本計画」で、今後の環境政策の基本的な方向性を「SDGsの考え方を活用しながら、『環境・経済・社会を統合的に向上させること』を示しました。そして、2020年10月に当時の菅総理大臣がパリ協定の実現に向けて「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。この趣旨を踏まえて 2021 年6月に本市が表明したのが「ゼロカーボンシティ」の実現です。

今や時代は、脱炭素へ向かって確実にシフトしています。本市も環境に関する国内外の動向を踏まえながら、環境を取り巻く新たな課題に未来へ向けた視点を持って取り組んでいきます。

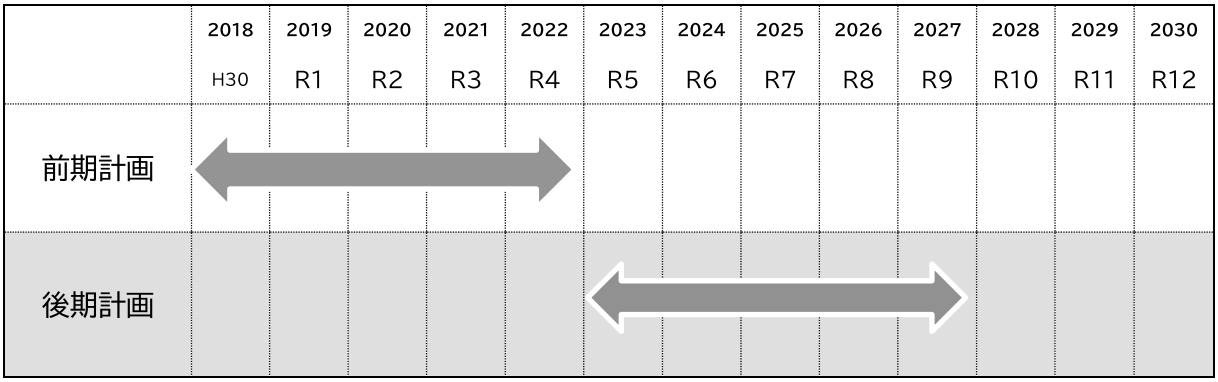


計画の基本的事項 5

計画の構成

計画期間

計画の期間は、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 10 年間とし、社会情勢の変化や市の環境に対する制度の進捗に合わせ、おおむね 5 年ごとに見直します。なお、後期計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までとします。



計画の範囲

対象とする区域は、本市の全域とします。また、対象となる環境は、磐田市環境基本条例の第3章に掲げる重点的に推進すべき施策の範囲とします。

磐田市環境基本条例に掲げる重点的に推進すべき施策

環境分野	構成要素
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、有害化学物質　など
自然環境	森林、河川、農地、生物多様性　など
快適環境	公園、緑地、人と自然とのふれあい、景観、歴史文化　など
資源環境	ごみの減量・資源化、エネルギーの有効利用、水資源　など
地球環境	地球温暖化防止、再生可能エネルギー　など
環境教育	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報　など

前期計画からの主な変更点

2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化対策の更なる取組みを明らかにします。このため前期計画で定めた6つの基本方針のうち「基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます」は、新たに設置する「第5章 地球温暖化対策」中に「地球温暖化対策に取り組みます（基本方針6）」として位置づけます。

また同章は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域地球温暖化対策計画として「磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけます。なお、前期計画の「基本方針6 環境教育を推進します」は、「基本方針5 環境教育を推進します」として繰り上げます。

前期計画

第1章 計画の基本的事項

第2章 本市の現状と施策の方向性

第3章 計画の目標

第4章 目標達成に向けた施策
- ・基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります
- ・基本方針2 豊かな自然環境を守ります
- ・基本方針3 自然歴史文化と触れ合う機会をつくります
- ・基本方針4 3R の取組みや環境に優しい消費行動を推進します
- ・基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます
- ・基本方針6 環境教育を推進します

第5章 計画の推進方法

後期計画

第1章 計画の基本的事項

第2章 本市の現状と施策の方向性

第3章 計画の目標

第4章 目標達成に向けた施策
- ・基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります
- ・基本方針2 豊かな自然環境を守ります
- ・基本方針3 自然歴史文化と触れ合う機会をつくります
- ・基本方針4 3R の取組みや環境に優しい消費行動を推進します
- ・基本方針5 環境教育を推進します

第5章 地球温暖化対策（地球温暖化対策実行計画）
1 地球温暖化対策の概要
2 温室効果ガス排出の現状
3 温室効果ガス排出量の将来予測
4 温室効果ガス排出量の削減目標
5 地球温暖化対策に取り組みます（基本方針6）

第6章 計画の推進方法

計画の推進主体

推進主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条～第6条に規定されている責務を果たすとともに、一体となって望ましい環境像の達成に向けて計画を推進していきます。

市
- ●環境基本計画を策定し、計画を推進する
- ●自ら環境負荷の低減に努め、市民・事業者の意識啓発を行う
- ●市民・事業者が行う環境に配慮する取組みを支援する
- ●国や地方公共団体等と協力し、広域的な施策を推進する

市 民
- ●日常生活に伴う環境負荷の低減、自然環境の保全に努める
- ●環境の保全及び創造に自ら努め、市の取組みに協力する

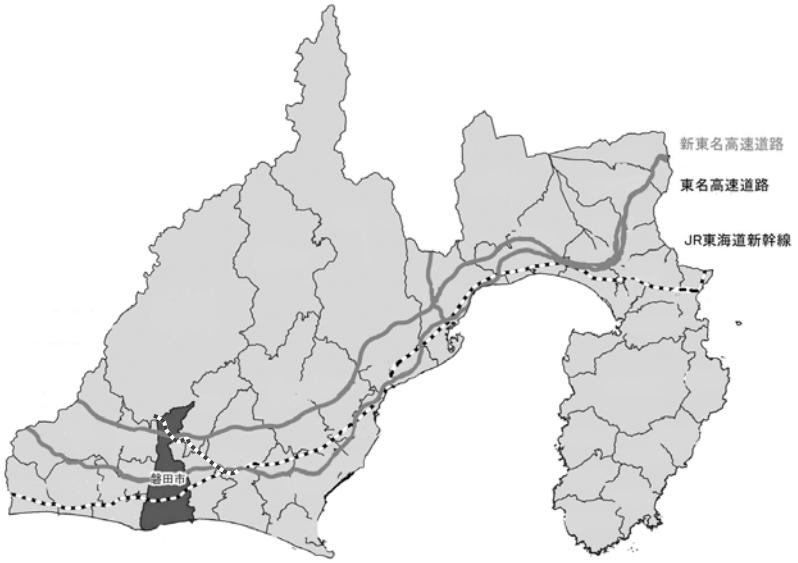
事業者
- ●事業活動に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める
- ●事業活動に係る製品等によって生じる環境負荷の低減に努める
- ●自らも地域の一員として環境負荷の低減に努め、市の取組みに協力する

第2章　本市の現状と施策の方向性

市の概況

市の位置・面積

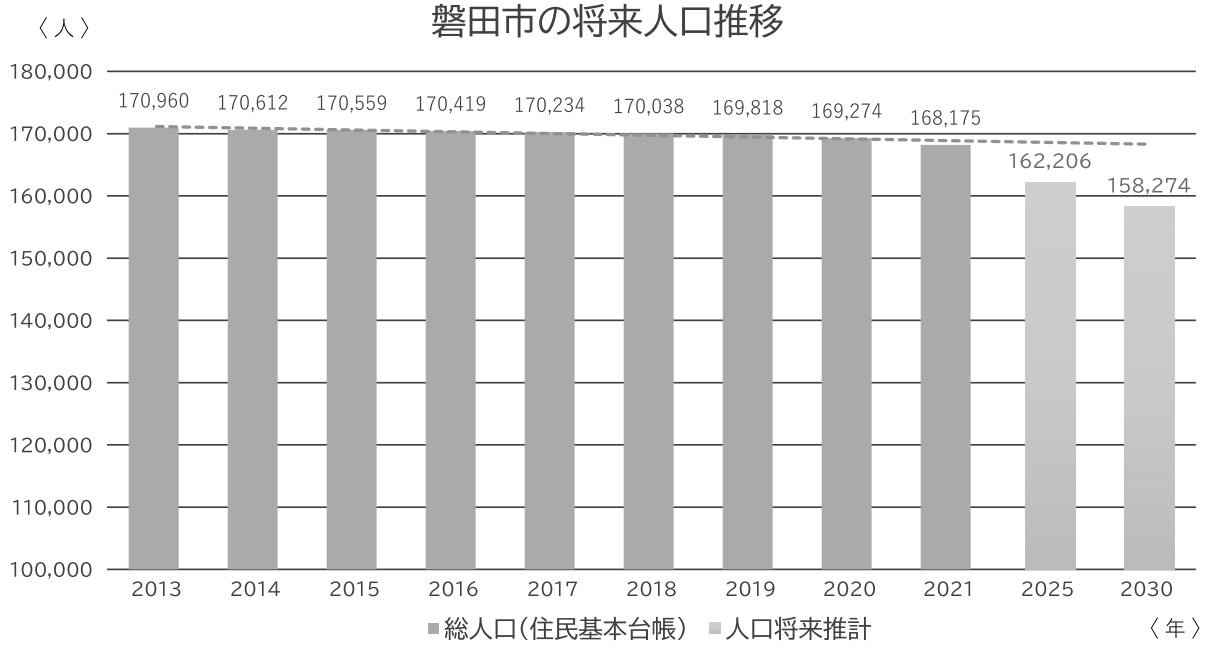
静岡県西部地域の天竜川左岸に位置し、浜松市・袋井市及び森町と接しています。面積は163.5ｋ㎡で、遠州灘に面した平野部と磐田原台地及び北部の山間地帯に囲まれた豊かな自然環境を有しています。また、国土レベルの交通軸である東名高速道路・新東名高速道路・国道１号・国道150号の道路とJR東海道新幹線・JR東海道本線・天竜浜名湖線の鉄道が東西に走っています。



（出典：国土交通省「国土数値情報：行政区域」）

人口

2008年（平成20年）をピークに2022年5月末は、約16.8万人まで減少しており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

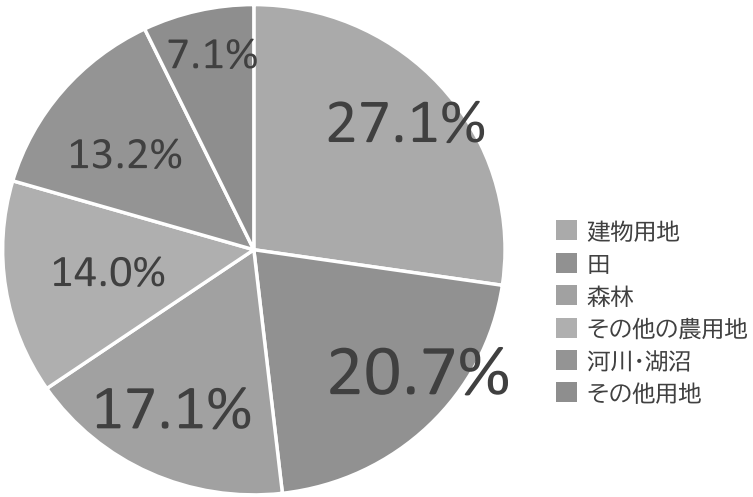


（出典：社会保障・人口問題研究所「総人口（住民基本台帳　12月時点）、将来予測」）

土地利用

田やその他農用地を合わせた農地が 34.7%と最も多く占めています。次に建物用地が約 27%となっています。

磐田市の地目別の面積割合

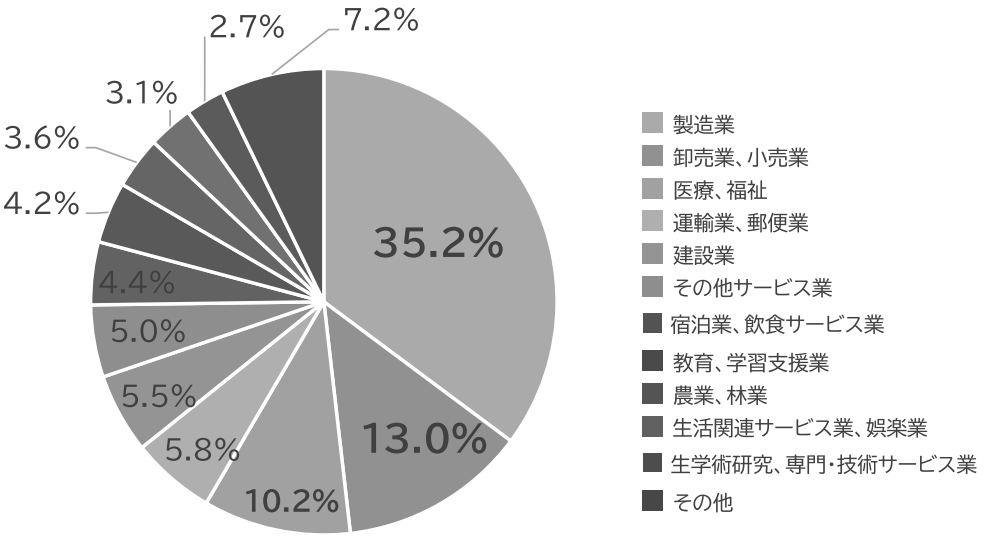


（出典：国土交通省ホームページ「2019 年度国土数値情報」土地利用細分メッシュデータ）

産業

産業別就業人口総数は、約 8.5 万人で、このうち製造業の就業人口が約 3 万人で全体の約 35.2%を占めています。このことは、本市が工業都市の特色を持つことを端的に示しています。

磐田市の産業別の就業者数割合



（出典：総務省「令和2年度国勢調査」就業状態等基本集計）

気候・気象

気候・気象

遠州灘に沿って流れる黒潮や豊富な日照時間から年間を通じて温暖な気候に恵まれています。
直近10年間（2012年～2021年）の平均気温は16.6℃で、年間降水量が平均 1,828mm です。なお日照時間が年平均 2,300 時間を超えるなど全国的にも極めて日照時間の長い地域となっています。

磐田市の月別平均降水量・気温・日照時間（2012年～2021年）

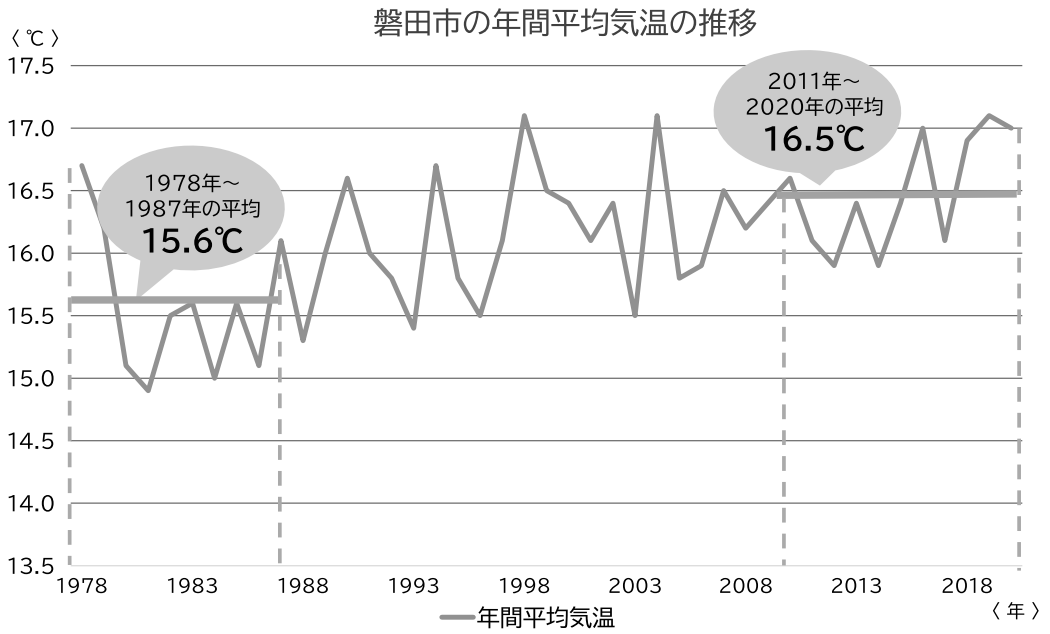
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
降水量	月平均(㎜)	59.5	79.6	157.0	179.9	163.6	211.7	232.5	145.4	219.5	220.6	90.6	68.7	1,828.2
気温	日平均(℃)	6.2	7.0	10.7	14.7	19.2	22.1	25.7	27.4	24.2	19.4	13.8	8.4	16.6
	最高(℃)	15.5	18.5	21.4	24.2	28.1	30.2	33.7	35.2	32.2	29.8	23.3	18.8	25.9
	最低(℃)	-2.3	-1.9	0.9	4.4	10.4	15.8	19.7	20.8	15.7	9.5	3.4	-0.3	8.0
日照時間	月平均(h)	215.7	189.3	209.9	214.0	231.5	168.5	193.3	236.0	173.0	168.8	183.6	205.1	2,388.6

（出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ」を加工）

これまでの気象の変化

(1)気温

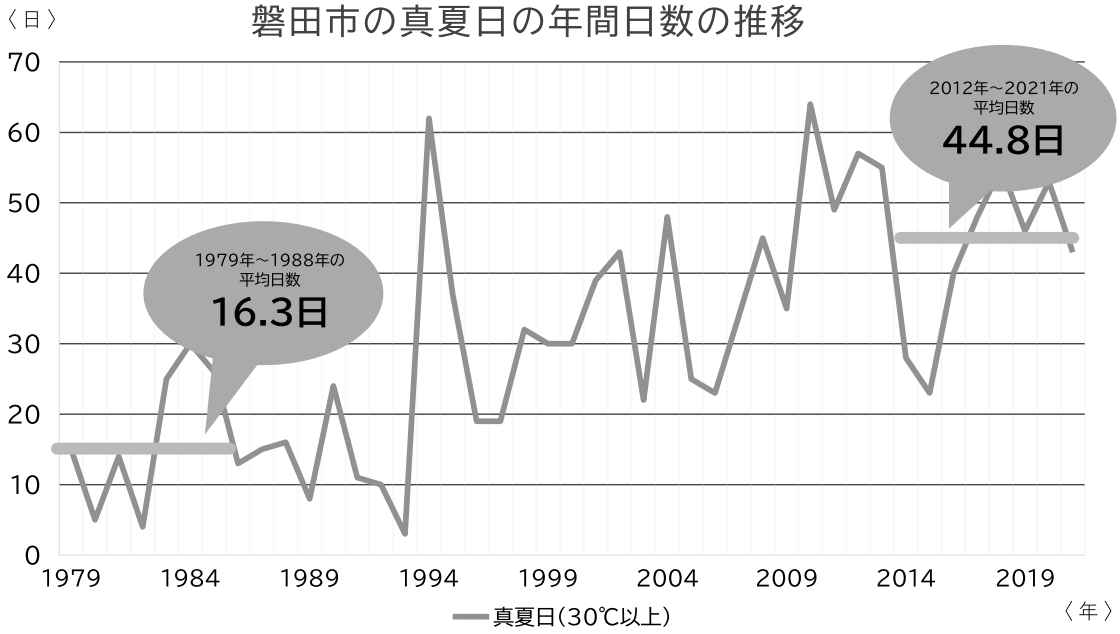
本市の年平均気温は、短期的な変動を繰り返しながら上昇しています。



（出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ」を加工）

(2)真夏日・猛暑日

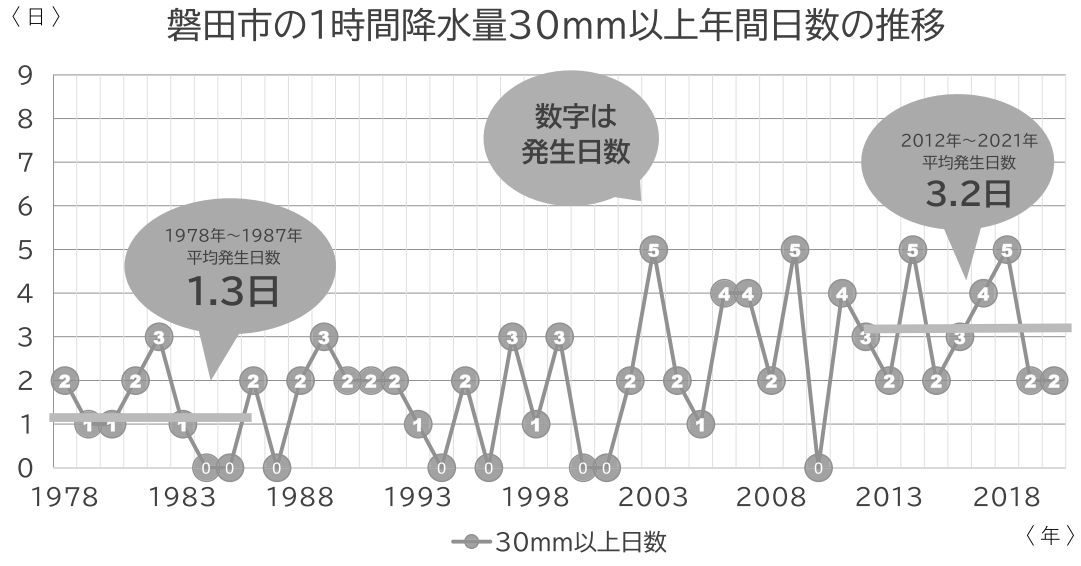
最高気温 30℃以上の真夏日や最高気温 35℃以上の猛暑日は、いずれも増加傾向にあります。特に直近 10 年間（2012年～2021年）の真夏日は平均 44.8 日で、統計を開始した当初の10年間（1979年～1988年）の平均 16.3 日に比べると 2.7 倍と大きく増えています。



（出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ磐田市の気温」）

(3)降水量

年間降水量は、年ごとに明確な変動を確認できないものの、1 時間の降水量が 30mmを超える日数は増加しています。具体的には、直近10年間（2012年～2021年）の平均年間日数は3．2日で、統計を開始した当初の10年間（1979年～1988年）の1．3日と比較すると約 2.4 倍に増えています。



（出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ磐田市の気温」）

気候変動の影響

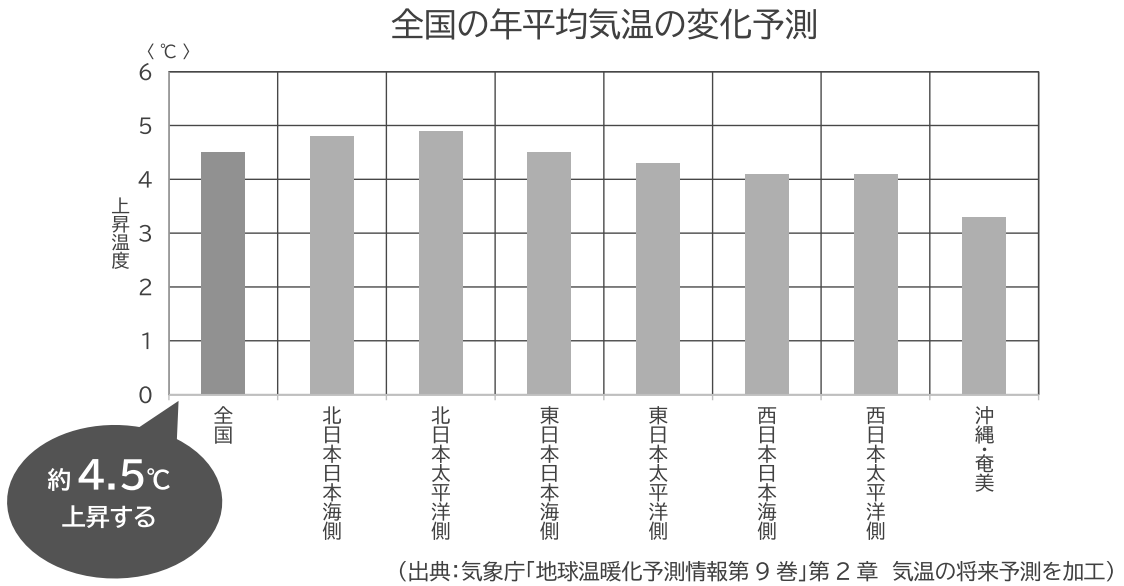
特別に表記がない限り、本章での「現在」「将来」の表記は右のとおりとなります。

現在	20 世紀末　（1980 年～1999 年）
将来	21 世紀末　（2076 年～2095 年）

気候・気象の将来予測

(1)気温

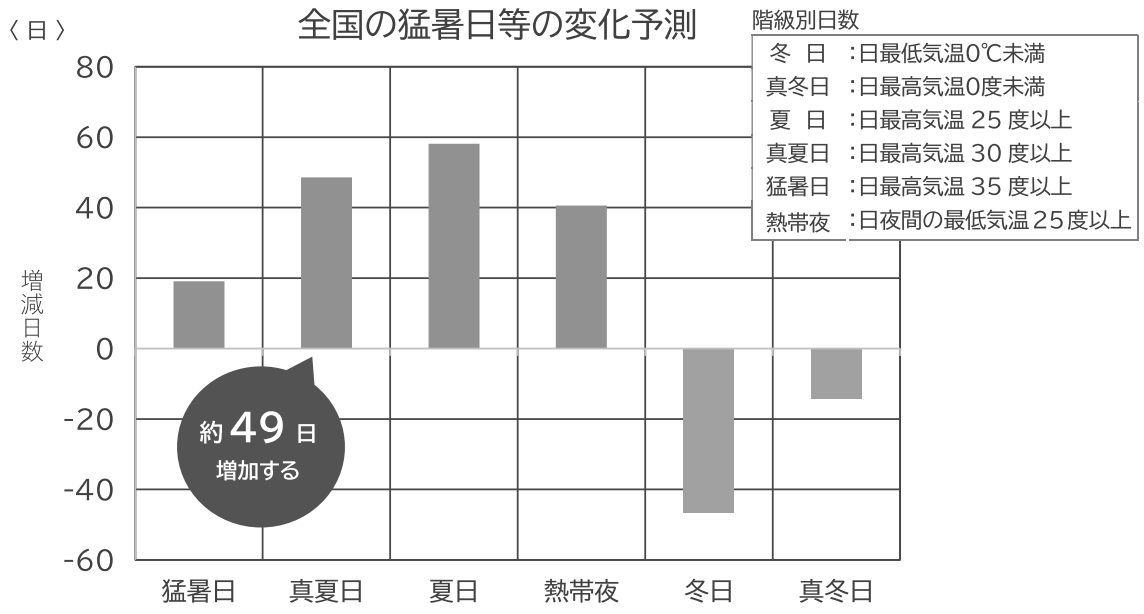
環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合の想定として、将来の日本における年平均気温が現在より約4.5℃上昇するとしています。



（出典:気象庁「地球温暖化予測情報第９巻」第２章　気温の将来予測を加工）

(2)真夏日・猛暑日

環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合の想定として将来の日本においては現在より真夏日は年間約 49 日、猛暑日は年間約 19 日増加するとしています。



（出典:気象庁「地球温暖化予測情報第９巻」第２章　気温の将来予測を加工）

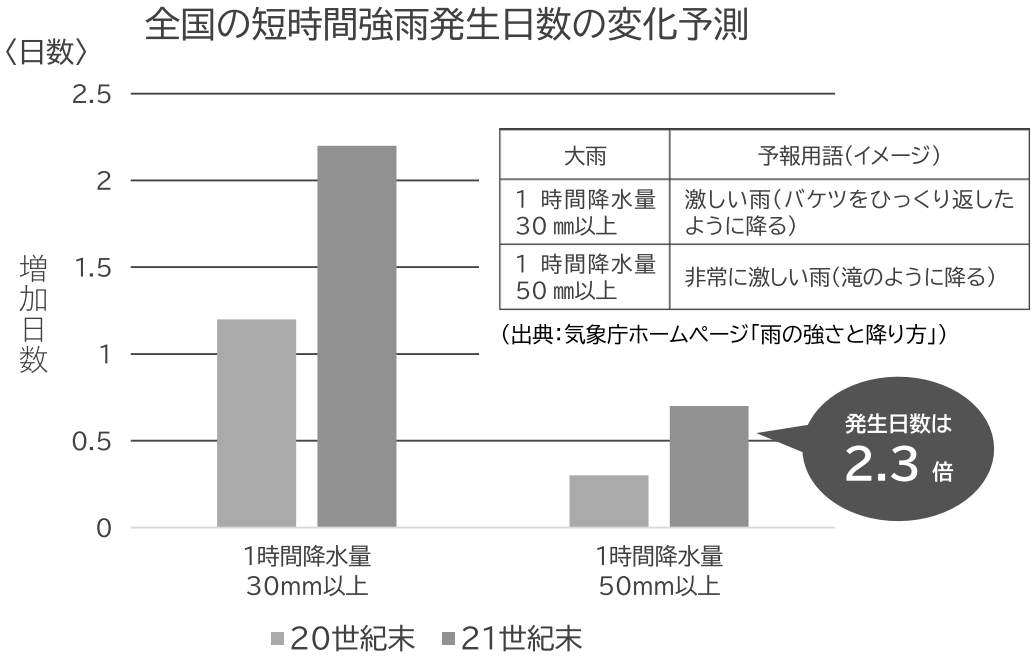
(3)降水量

環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合でも全国平均の年降水量は明らかな変化は見られないと予測しています。

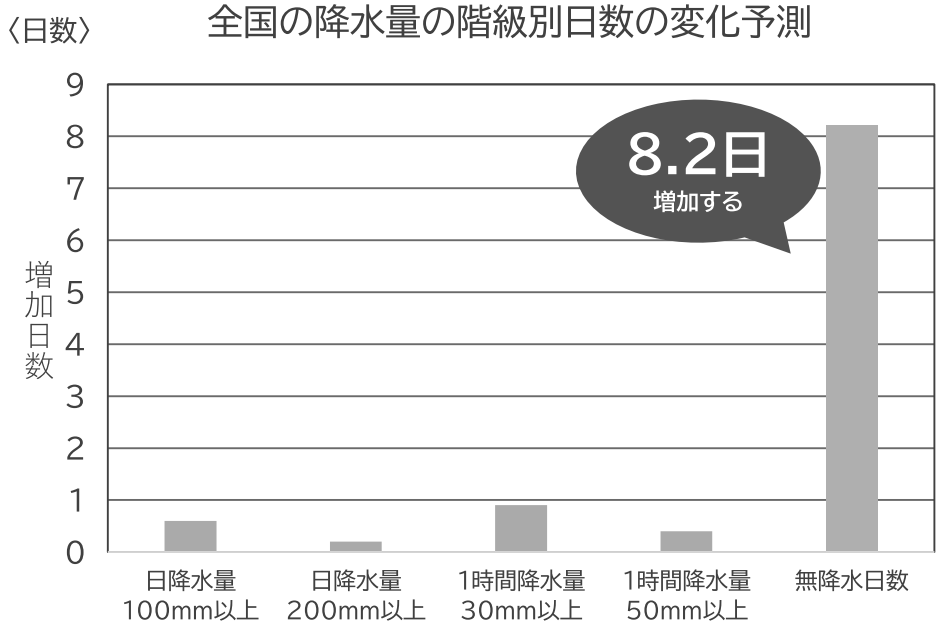
一方、100mm 以上の大雨の発生日数について、将来は約1.4倍に増加すると予測しています。

また、1時間当たりの降水量30mm 以上の短時間強雨の発生日数は約1.7倍、50mm 以上の発生日数は約 2.3 倍に増加すると見込んでいます。

さらに、日降水量が 1.0 ㎜未満の雨の降らない日数も増加すると予測しており、年間降水量が大きく変わらない中で、大雨や短時間強雨が増加し、一方で降水のない日も増加することになります。



(出典:環境省「気候変動影響評価報告」降水量・短時間強雨)



(出典:気象庁「地球温暖化予測情報第 9 巻」第3章 降水の将来予測)

施策の方向性

本市は、温暖な気候や桶ケ谷沼等の豊かな自然に恵まれている一方で、県下有数の製造品出荷額を誇るオートバイや自動車に代表される製造業が地域の産業を牽引しています。

このような人の営みと豊かな自然が調和する環境は、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。私たちは、この街に生まれてくる子どもたちや集う人々にこの恵みを長く引き継いでいかなければなりません。

しかし、地球温暖化をはじめとする環境問題は、深刻化の一途を辿っています。そして、それは私たちの日常生活や事業活動から生ずる環境負荷が大きな原因とされています。

様々な要素が複雑に絡み合って生じる環境問題は、市・市民・事業者がそれぞれ環境に対する影響を自覚する中で協力して解決していくことが大切です。

このことから「第2次環境基本計画後期計画」は、磐田市環境基本条例の理念や「水と緑が彩る、みんなが暮らしやすいまち磐田」を望ましい環境像として継承するとともに、2050 年のカーボンニュートラルの実現を掲げ、市民・事業者・市の協働により環境の保全と創造に向けた取組を目指すこととします。

基本理念

(1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。

(2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。

(3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。

(4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

【磐田市環境基本条例第 3 条 抜粋】

第3章　望ましい環境像と計画の体系

1 望ましい環境像

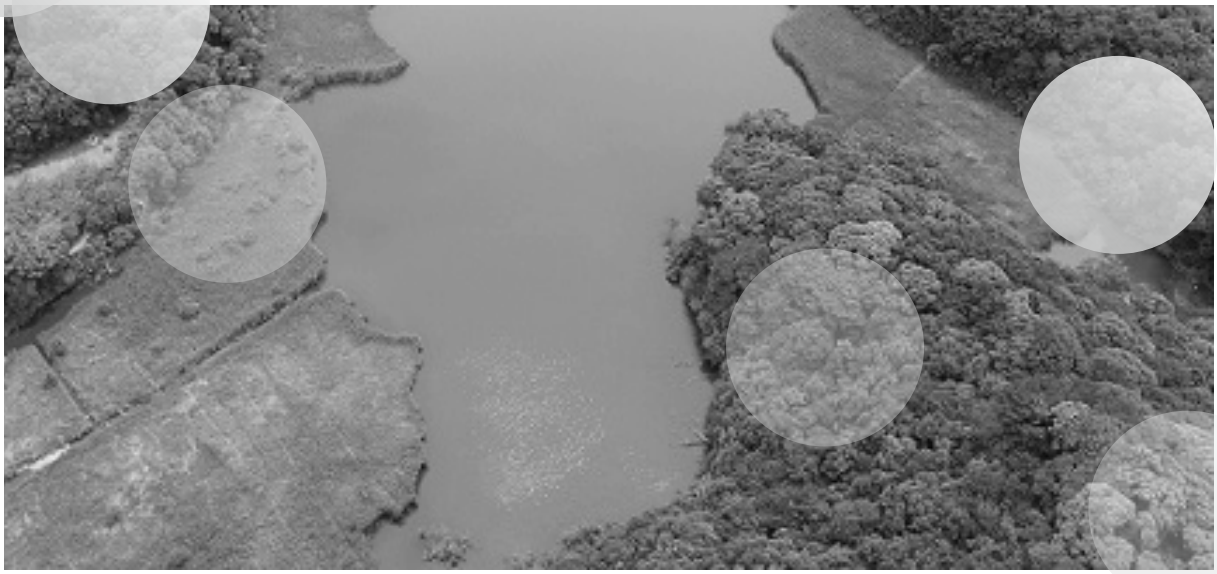
磐田市の豊かな自然は、繊細な均衡の下で成り立っています。しかし何気なく享受していることから、当たり前にあるものと思いがちです。私たちは、この自然と産業が調和した魅力あふれる環境を将来の世代に引き継いでいく責任を有しています。

この推進を目的とした磐田市環境基本計画は、市・市民・事業者がそれぞれの立場から協力して進めることが何より大切です。このために必要なイメージを共有するための長期的な目標が以下に示す『望ましい環境像』です。

そこには、水と緑に代表される本市の豊かな自然を守り育て、カーボンニュートラルを越えた未来に多くの人が幸せを実感し、笑顔が溢れ・集まる「まち」を目指そうとする想いが込められています。

望ましい環境像

水と緑が彩る
みんなが暮らしやすいまち磐田
～今も 2050 年も それからも～



2 計画の体系

望ましい環境像を実現するため、基本方針を定めこの基本方針のもとに具体的な施策を推進していきます。

基本方針

1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に行っていきます。

2 豊かな自然環境を守ります

私たちの暮らしを包む山や川・海・森などの自然と、そこで生きる多くの生き物を市民共通の財産として守り育て、次世代に引き継いでいきます。

3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

良好な自然や歴史的な文化遺産がもたらす景観は、私たちが快適な暮らしを営んでいくために欠かせないものです。このため自然や歴史文化の特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進します。

4 3R の取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。このため資源の循環・ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等の促進に取り組みます。

5 環境教育を推進します

時代とともに変わりゆく様々な環境問題を解決するには多くの市民や事業者が人と自然の関わりから学び、理解を深めることが大切です。このため幼児から大人まで広く環境に対する教育や活動の充実を図ります。

6 地球温暖化対策に取り組みます

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて市民・事業者それぞれが温室効果ガスを排出する当事者であることを認識するとともに、環境負荷の少ない製品やサービス、ライフスタイルを賢く選択することで、地球にやさしい持続可能な社会の実現を目指します。

実現に向けた施策

1

1 環境を保全するための適正な調査・監視・指導の実施
2 快適な生活環境の確保
3 迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

2

1 森林保全と緑化の推進
2 河川・海岸・農地の保全
3 生物多様性の確保

3

1 自然とふれあう場の創出・活用
2 周辺と調和した良好な景観の保全・創出
3 歴史文化とふれあう機会の創出・活用

4

1 3Rの推進と廃棄物の適正処理
2 環境に配慮した消費行動の推進
3 水循環の確保

5

1 環境教育の推進
2 環境保全活動の推進
3 環境情報の活用と協働による環境施策の推進

6

1 消費エネルギーの削減
2 再生可能エネルギーの普及促進
3 脱炭素社会の推進
4 森林吸収源の保全
5 気候変動適応策の推進

第4章 望ましい環境像の実現に向けた施策

第4章　各ページの見方



基本方針 1

暮らしやすさが実感できる環境をつくります

人々が暮らしやすさを実感するためには、良やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に行っていきます。

環境指標	現状（2021年度）	目標値（2027年度）
■水質に係る環境基準達成率	100%	100%
■大気に係る環境基準達成率	100%	100%
■汚水処理人口普及率	91.7%	95.0%（2026年度）

施策1－1｜環境を保全するための適正な調査・監視・指導の実施

環境の調査・監視・指導等

- ●大気・水質・騒音等の調査を適正に行うことで環境の状態を把握する。
- ●大気・水質・騒音等に係る市民の相談に適切に対応し、問題の早期解決に努める。
- ●光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）に関する情報を迅速に提供する。
- ●水質事故等の原因者に対し改善に向けた指導を適正に行う。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
LED照明やヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器、省エネ家電等の省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。	●	●
クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。	●	●
健康と環境に配慮し、近距離は自転車や徒歩で移動するよう心がける。	●	●
アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどエコドライブを実践する。	●	●
住宅や建物の新築時には太陽光発電システムや蓄電池を備えるなど、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を検討する。	●	●
次世代自動車（EV・PHV・燃料電池自動車等）を導入する。	●	●
日常生活における脱炭素行動について学び、実践を心がける。	●	●

計画の進捗を図る目標値

施策の進捗を明らかにするために、3つの数値化した目標を定めています。市は、2027年度まで毎年度結果を報告し公表していきます。

市の取組み

基本方針に沿った市の具体的な取組みを明らかにしています。市は、これらの施策を実施し、望ましい環境の実現を目指していきます。

市民と事業者の取組み

市民や事業者が事業活動や日常生活の中で取り組む項目を一覧にして示しています。市は、市民・事業者と共に望ましい環境の実現を目指していきます。

基本方針 1

暮らしやすさが実感できる環境をつくります

人々が暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に行っていきます。





環境指標	実績値（2021年度）	目標値（2027 年度）
■水質に係る環境基準達成率 河川における生物化学的酸素要求量（BOD）に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%
■大気に係る環境基準達成率 二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%
■汚水処理人口普及率 し尿・生活雑排水の処理人口の割合。具体には、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽により汚水が処理されている人口を住民基本台帳登録人口で除したもの。 ※目標値は「磐田市一般廃棄物処理基本計画」に準ずる	91.7%	95.0% （2026 年度）

施策1－1｜環境を保全するための適正な調査・監視・指導の実施

1 環境の調査・監視・指導等

●大気・水質・騒音等の調査を適正に行うことで環境の状態を把握する。
●大気・水質・騒音等に係る市民の相談に適切に対応し、問題の早期解決に努める。
●光化学オキシダントや PM2.5（微小粒子状物質）に関する情報を迅速に提供する。
●水質事故等の原因者に対し改善に向けた指導を適正に行う。

2 総合的な環境保全対策

●事業所の新設や増設等の際に適正な指導を行うことで公害に関する苦情を未然に防止する。
●都市計画法に基づく用途地域による土地利用の誘導により、住宅地と商工業地の混在を防止して良好な居住環境を保護する。

施策1－2｜快適な生活環境の確保

1 大気汚染・悪臭対策

●屋外における焼却行為に関する広報を市民へ行うとともに、原因者に対し適正な指導をする。
●悪臭防止法に基づき異臭の発生源等に適正な指導をする。
●道路施設の適切な維持管理により歩行や自転車利用の安全・快適性を高め、自動車利用の削減につなげる。

2 騒音・振動対策

●事業所の新設や増設等に係る届出に併せて騒音や振動に関する規制の遵守を指導する。
●騒音規制法や振動規制法に基づき、自動車騒音等を調査、監視する。

3 水質汚濁対策

●市街地や集落に公共下水道や農業集落排水を整備する。
●下水道区域外における合併処理浄化槽の新設や転換に対し設置費用の一部を補助する。

4 事業者に対する啓発活動

●磐田市環境保全推進協議会の環境保全に関する活動を広く事業者に周知する。

施策1－3｜迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

1 暮らしやすい生活環境の確保

●監視パトロールの強化等により、ごみの不法投棄を防止する。
●所有者に対し土地に繁茂する雑草木等の適切な管理を促す。
●飼い主に対する啓発により、飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
●日常生活で発生する音や臭いの原因者に周辺の環境に対する配慮を促す。

2 環境美化活動の推進

●環境美化統一行動を実施して、地域の自然を守る意識の向上を図る。
●環境美化指導員と連携したパトロール等で地域の不法投棄対策を促進する。
●道路・河川・公園等の美化活動を行う市民ボランティアを「まち美化パートナー制度」の活用で支援する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。		●
音や振動等の市民からの相談に対し、協力して解決を図る。		●
施設の適正管理を行い、大気汚染の未然防止を図る。		●
適正な焼却を行い、周辺の生活環境に配慮する。	●	●
家庭生活の中で発生する騒音や振動・悪臭の防止に努める。	●	
事業活動の中で発生する騒音や振動・悪臭の対策に努める。		●
公共下水道及び農業集落排水区域内は下水道に接続することに努め、区域外は合併処理浄化槽への切り替えを図る。	●	●
まち美化パートナー制度等の美化活動に参加する。	●	●

基本方針 2

豊かな自然環境を守ります

私たちの暮らしを包む山や川・海・森などの自然と、そこで生きる多くの生き物を市民共通の財産として守り育て、次世代に引き継いでいきます。





環境指標	実績値（2021年度）	目標値（2027年度）
■市民一人当たりの都市公園等面積 都市公園等の市民一人当たりの確保量。その対象として民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等を含む。 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる	15.79 ㎡	21.27 ㎡ （2026年）
■耕作放棄地面積 1年以上作付けされず、今後数年の間に耕作する意志のない農地の面積	85.4ha	85.0ha
■ベッコウトンボの定量調査発生数 第4次レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定されているベッコウトンボが例年行う個体数調査で確認できた頭数	67 頭	200 頭

施策2－1｜森林保全と緑化の推進

1 森林の保全と適正な管理

●森林法に基づく「森林整備計画」を推進し、森林を適切かつ健全に整備する。
●地域にあった樹種の植樹を行い、森林保全を推進する。
●磐田原台地の斜面樹林地を本市の特色ある緑地・自然地として適切に保全する。

2 緑地の保全と緑化の推進

●都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を推進し、総合的かつ計画的な緑化を推進する。
●都市公園等の整備を拡充することで、緑化の向上と市民が憩う空間を確保する。
●公園施設の長寿命化対策や適正な維持管理を行うことで、公園を安全・快適に利用できる環境を整える。
●園や学校等におけるグリーンカーテンや芝生空間を適正に管理し、子どもたちの健全育成に向けた教育・保育環境の充実を図る。

施策2－2｜河川・海岸・農地の保全

1 河川の保全や管理

●河川整備は、可能な限り生態系に配慮した工法等を採用する。
●河川管理は、適正に浚渫や除草等を行うことで良好な環境の確保に努める。
●自治会等による河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
●児童・生徒に向けた水辺の環境保全活動や河川に親しむ活動を推進する。

2 海岸林の保全・海岸の美化

●防潮堤の法面へ植栽による緑化を実施する。
●静岡県と協力して御前崎遠州灘県立自然公園を適切に管理することで利用促進に努める。
●抵抗性クロマツや広葉樹等の植栽を実施する。
●民間団体と協力して海岸林の適切な管理に努める。

3 農地の保全・管理

●「農業振興地域整備計画」の適正な運用により、優良農地を確保する。
●新たな担い手による農地利用を促進し、遊休農地等の有効利用を図る。
●「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物に害を与える鳥獣等の対策を行う。

施策2－3｜生物多様性の確保

1 貴重種・外来生物等の対応

●桶ケ谷沼を適正に保全して、ベッコウトンボ等の絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。
●絶滅のおそれのある動植物が生息していることについて広く市民に周知する。
●特定外来生物に関する情報を収集し、広く市民に発信する。

2 生息・生育地の保全

●県と協力して静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ケ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。
●民間団体等と協力して、里山や池沼等、生物の生息生育地を保全する。

3 生息状況調査の実施

●民間団体と協力して、動植物の生息状況等を調査する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
森づくりにつながる間伐や植樹等の活動へ積極的に参加、協力する。	●	●
所有する山林や里山を適正に維持管理する。	●	●
海岸林や保安林の役割について理解を深め、保全に努める。	●	●
川や海の美化活動を推進し、積極的に参加する。	●	●
事業所の敷地にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。		●
地域の希少な動植物について理解を深め、捕獲や採取をしない。	●	●
野生動植物に対する理解を深め、共生に努める。	●	●
特定外来生物について理解を深め、地域に「入れない」「捨てない」「拡げない」ようにする。	●	●

基本方針 3

自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

良好な自然や歴史的な文化遺産がもたらす景観は、私たちが快適な暮らしを営んでいくために欠かせないものです。このため自然や歴史文化の特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進します。





環境指標	実績値（2021年）	目標値（2027年）
■自然観察会等に参加した人数 自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等の参加人数	236人	700人
■歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合 普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合	90.9%	90.0%以上
■文化財関係施設の入館者数 旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館における年間入場者数	28,259 人	30,000 人

施策3－1｜自然とふれあう場の創出・活用

1 自然とふれあう場の整備・活用

●桶ケ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。
●公園や緑地などに自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。

2 エコツーリズムの推進

●自然とふれあうことのできる観光ルートを発掘・整備する。
●農林水産業の体験ができる環境・施設の整備を支援する。
●市民農園の利用を促進する。

施策3－2｜周辺と調和した良好な景観の保全・創出

1 景観形成の推進

●開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。
●屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。

2 市民等と市の協働による景観形成

●景観条例に基づく表彰制度を活用し、地域固有の景観づくりを促進する。
●景観形成における市民や事業者の役割について啓発する。

施策３－３｜歴史文化とふれあう機会の創出・活用

1 歴史文化遺産の保全

●国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備や保存活用を図る。
●郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的 遺産の保護顕彰に努める。

2 歴史文化遺産の活用

●歴史・郷土資料等の展示や地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。
●地域の歴史文化の関心を高めることで、地域に対する愛着につながるよう広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させる。



市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
自然観察会や体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加する。	●	●
事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。		●
市民に対する農業体験や森林教室等を企画・実施する。		●
自然観察会や農水産業体験・森林教室等に参加する。	●	
敷地内の巨樹や古木等を保全する。	●	●
開発行為は、自然の地形をできる限り活かし、周辺の景観と調和するよう努める。		●
住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状等を景観に配慮したデザインとする。	●	●
身近にある文化財等の歴史文化遺産の保護・保全に努める。	●	●
地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。	●	

基本方針 4

3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。このため資源の循環・ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等の促進に取り組みます。





環境指標	実績値（2021年度）	目標値（2027年度）
■1人1日当たりのごみ排出量 市民一人が一日に排出する家庭から排出されるごみと事業活動で発生した産業廃棄物以外のごみの量。ただし、資源集団回収分を含まない。 ※目標値は「一般廃棄物処理基本計画」に準ずる	716g/人・日	696g/人・日
■グリーン購入物品の購入率 市が購入する物品のうちグリーン購入法の特定品目について、グリーンマー　のあるものを購入した比率	94.8%	100%
■上水道有効率 料金の対象となった水量と消火など料金に関係なく有効 こ利用された水量の合計を送り出した総給水量で除したもの 有効水量（有収水量＋無収水量）／総給水量	86.6%	88.7%

施策4－1｜3Rの推進と廃棄物の適正処理

1 総合的な廃棄物対策の推進

●「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び再資源化を計画的に進める。

2 3Rの推進

●持続可能な循環型社会の定着を図るため、3Rの取組みを推進する。
●市・市民・事業者が協働して、食品ロス及びプラスチックごみの削減に取り組む。

3 ごみの適正処理

●わかりやすい「ごみ分別ガイドブック」「ごみカレンダー」「ごみ分別アプリ」などを活用して市民に対する意識啓発を行う。
●廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。

4 不法投棄の防止

●不法投棄パトロールを実施するとともに、確認した投棄物については調査等を行う。
●監視カメラの設置や不法投棄防止看板の貸与とともに、不法投棄防止に関する啓発活動を行う。
●警察や関係自治体の連携体制を強化して不法投棄を監視・指導する。

施策４－２｜環境に配慮した消費行動の推進

1 環境にやさしい消費行動の推進

●環境に配慮した消費行動がとれる意識の醸成に市民団体等と協働で取り組む。

2 グリーン購入の推進

●市の物品購入等にグリーンマークやエコマーク製品を対象とした購入を行うなど、グリーン購入の推進を図る。

施策４－３｜水循環の確保

1 水資源の計画的利用

●「水道事業ビジョン」に則り、水資源を計画的に利用する。
●計画的に老朽管を更新して、無効水量（漏水量）の減量を図る。

2 総合的な地下水の保全

●静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水採取の適正化や地下水源の保全を図る。

3 雨水の浸透や水源かん養の促進

●道路や公園は、可能な限り舗装や排水路等に雨水の浸透機能を付加した整備を取り入れる。
●森林の持つ水源かん養機能を保全するため、事業者や民間団体が行う植樹や伐採などの保全活動を支援する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
ごみの分別と排出方法を守り、再資源化に努める。	●	●
家庭や事業所などから発生する食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む。	●	●
食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行う。	●	
事業活動に伴う廃棄物は、最終処分まで責任を持って処理する。		●
産業廃棄物管理責任者を設置するなど関係法令を遵守する。		●
不法投棄がされにくい清潔な環境を維持する。	●	●
廃棄物処理は適正な事業者を選択する。	●	●
原材料や製造工程、廃棄時も含め環境に配慮した製品やサービスを選択する。	●	●
地元で作られた製品やサービスを積極的に活用し、地産地消に努める。	●	●
家庭や事業所の節水を心がける。	●	●

基本方針 5

環境教育を推進します

時代とともに変わりゆく様々な環境問題を解決するには、多くの市民や事業者が人と自然の関わりから学び、理解を深めることが大切です。このため幼児から大人まで広く環境に対する教育や活動の充実を図ります。





環境指標	実績値（2021年）	目標値（2027年）
■環境教育に取り組む学校の割合 地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる公立小学校の割合	100%	100%
■学校給食における残食率 公立小中学校における学校給食の残食率	2.6%	2.3%
■協働による環境教育に取り組む園の割合 環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる公立保育園、幼稚園、こども園の割合	87.0%	100%

施策５－１｜環境教育の推進

1 園や学校、地域等における環境教育の推進

●人と自然の関わりを学ぶことで身近な環境の課題を認識し、日常生活から環境負荷を減らす行動を実践する意識を養う。
●幼稚園・保育園等で動植物等に触れる機会を増やすことで、幼児期から自然を大切にする心を育む。
●地球温暖化や再生可能エネルギー等を題材にした授業を行うなどして、環境の保全や負荷低減の重要性について児童・生徒の理解を深める。
●健康づくりの指針である「健幸いわた 21」に基づき、環境にやさしい心を育む食育の推進に効果的かつ効率的に取り組む。

2 環境体験学習の推進

●桶ケ谷沼ビジターセンター等を環境教育の場として活用する。
●市民や事業者に向けた学びの場等を創出し環境保全に対する意識を啓発する。
●園や学校へ環境に貢献する団体等の情報を提供し、協働による学習の機会を増やす。

施策５－２｜環境保全活動の推進

1 各主体の環境保全活動の推進

●市民や事業者等が行う環境教育や環境保全活動を支援する。

施策５－３｜環境情報の活用と協働による環境施策の推進

1 環境情報の積極的な提供・活用

●環境資源を市ホームページ等で積極的に発信する。
●市民や団体・事業者・園や学校等が行う環境教育や環境に関する取組みの情報を広く発信する。

2 環境基本計画の推進・見直し

●「第２次磐田市環境基本計画後期計画」の進捗を毎年度検証する中で報告書を作成し、市ホームページで公開する。
●市・市民・事業者の協働により推進し、その進捗状況を踏まえ、第３次環境基本計画を策定する。

3 協働による環境施策の推進

●環境市民会議を開催し、市民や事業者、有識者などから環境施策等に対する多様な提言を受けるとともに、その政策推進に向けた協力を仰ぐ。
●市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、家庭や地域における啓発に努め市民一人ひとりが 3R や省エネ行動を実践するよう推進する。
●市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、環境課題に対応する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に積極的に参加する。	●	●
環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。	●	●
事業者は環境に関連する法令を遵守し、従業員に対する環境教育を実施するよう努める。		●
園や学校の環境教育の取組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学等を実施する。		●
環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。	●	●
環境保全団体の活動に積極的に参加・協力する。	●	●
日常生活における環境への配慮について学び、家庭や職場で共有する。	●	●
環境基本計画に関心をもち、主体的に取組みを実践する。	●	●

第5章　地球温暖化対策

磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

磐田市気候変動適応計画

地球温暖化対策 1

地球温暖化対策の概要

地球温暖化が原因とされる集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫等が増加し、市民の安全が脅かされています。このため2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスやエネルギーの削減により地球温暖化の防止や気候変動の緩和の実現に努めます。



目的

国や静岡県の取組も踏まえつつ、市民・事業者・市がそれぞれ主体となって連携しながら、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、進行する気候変動の備えも図っていくことを目的とします。

位置づけ

本章は、これまでの地球温暖化対策に加え、新たに2050年のカーボンニュートラルの実現を目指す視点を加え、「基本方針6 地球温暖化対策に取り組みます」の中で、具体な施策を示していきます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として「磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「磐田市気候変動適応計画」として位置づけます。

対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき削減対象とする7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）とします。

なお、これらのうち温室効果ガスの75%以上を占めると言われる二酸化炭素を施策の主な対象とします。

温室効果ガスの種類と主な排出要因

温室効果ガスの種類		主な排出要因
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源 CO_2	再生可能エネルギー以外の電力や石油ガスの使用
	非エネルギー起源 CO_2	廃棄物の焼却や製品の製造
メタン（CH_4）		燃料の燃焼、工業プロセスの化学反応、自動車走行、農業分野の耕作や畜産、廃棄物の焼却、廃棄物の埋立、排水処理
一酸化二窒素（N_2O）		燃料の燃焼、工業プロセスの化学反応、自動車走行、農業分野の耕作や畜産、廃棄物の焼却、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		製品の製造
パーフルオロカーボン類（PFCs）		アルミニウムや半導体素子等の製造
六ふっ化硫黄（SF_6）		マグネシウム合金の鋳造、半導体素子の製造
三ふっ化窒素（NF_3）		半導体素子等の製造

（出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」温室効果ガス排出量の推計・要因分析を加工）

地球温暖化に対する二つの施策（緩和と適応）

地球温暖化対策は、原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、この進行を緩和する施策（緩和策）と地球温暖化による影響に備える施策（適応策）に分類することができます。これまで取り組んできた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策であり、引き続きこの施策を着実に実施していきます。

一方で、これらの施策を十分に実施したとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスの影響は今後も続くとされています。そのため集中豪雨等の気候変動の影響に備える適応策を整えることで、私たちを取り巻く社会や経済の健全な発展、自然環境の保全を図っていきます。

このことから「地球温暖化対策に取り組みます（基本方針6）」は、消費エネルギーの削減や再生可能エネルギーの普及促進等を掲げた緩和策と気候変動に備える適応策の2つに分けて示していきます。

なお、地球温暖化対策に向けた施策のうち廃棄物の削減や資源循環に係る部分は、本計画の「基本方針4　3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します」（28頁）の中で整理したことから、本施策に含めません。



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出量を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が必要です	緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が大切です

（出典：「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）ホームページ」）

地球温暖化対策の施策

地球温暖化対策に向けた施策	具体的な施策
1　緩和策 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、この進行を緩和する施策 ※地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく **「磐田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**	6－1　消費エネルギーの削減 6－2　再生可能エネルギーの普及促進 6－3　脱炭素社会の推進 6－4　森林吸収源の保全
2　適応策 ※地球温暖化による影響に備える施策 **「磐田市気候変動適応計画」**	6－5　気候変動適応策の推進

「地域脱炭素化促進事業」に関する考え方

令和3年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正で、同法に「脱炭素社会の実現」が基本理念として明記されるとともに、地方自治体が取組むべき「地域脱炭素化事業」が盛り込まれました。

この事業は、地域の実情に即した再生可能エネルギーの活用による脱炭素化や環境保全と社会経済の持続的な発展を目的としています。本市は、2030 年度の温室効果ガスの削減目標と 2050 年の脱炭素社会の実現を目指して、同事業を推進していきます。

1 目標

2030 年度の温室効果ガスの削減目標と 2050 年の脱炭素社会の実現

2 対象となる促進区域

市の所有施設や未利用地

3 地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光等を活用した再生可能エネルギー発電施設

4 地域の脱炭素化の取組に関する事項

環境教育プログラムの提供

5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組み

① 地域の環境を保全するための取組み

脱炭素化を促進する施設の整備における関連する法令やガイドラインの遵守

② 地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組み

脱炭素化を促進する施設で発電した電力を促進区域における公共施設で活用
脱炭素化を促進する施設を災害時の非常用電源として活用

地球温暖化対策 2

温室効果ガス排出の現状

本市の温室効果ガス排出量の推移

2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス総排出量は約158万トンであり、温室効果ガスの削減に関し基準となる年度である 2013 年度（平成 25 年度）と比較すると約 26.6%減少しています。

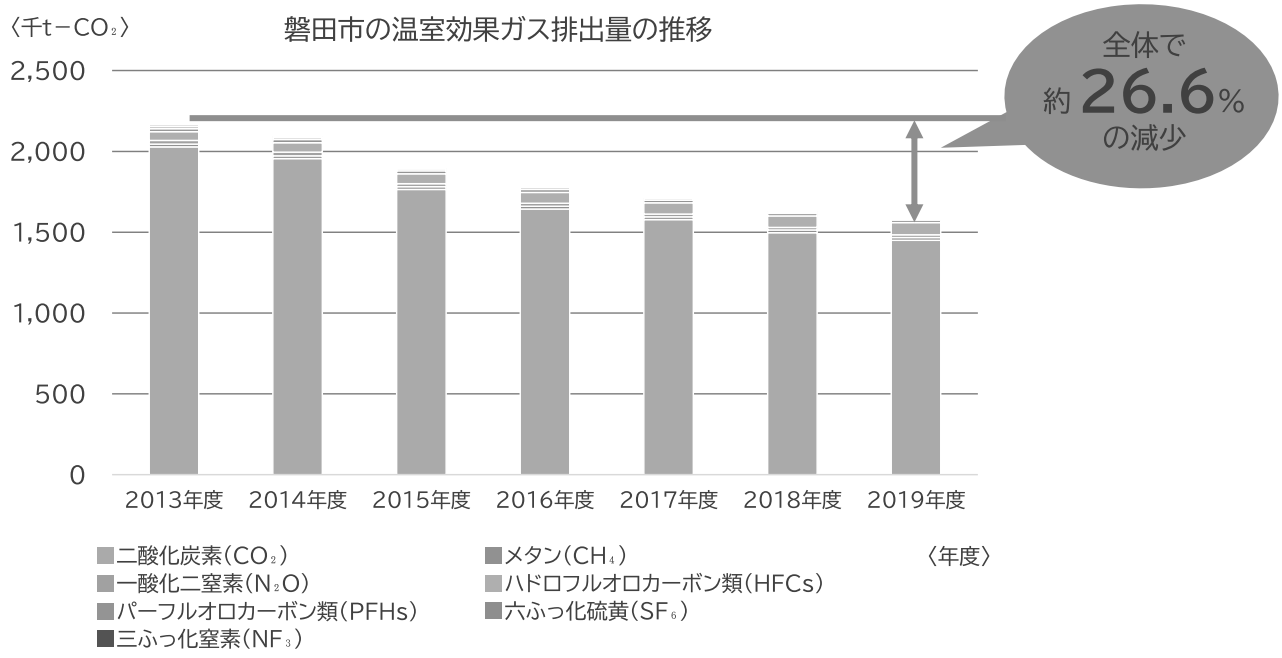
また、2019 年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、二酸化炭素が 91.5%と最も多く、次いでハイドロフルオロカーボン類が 4.7%となっています。

磐田市の温室効果ガス排出量の推移

〈千 t-CO_2〉

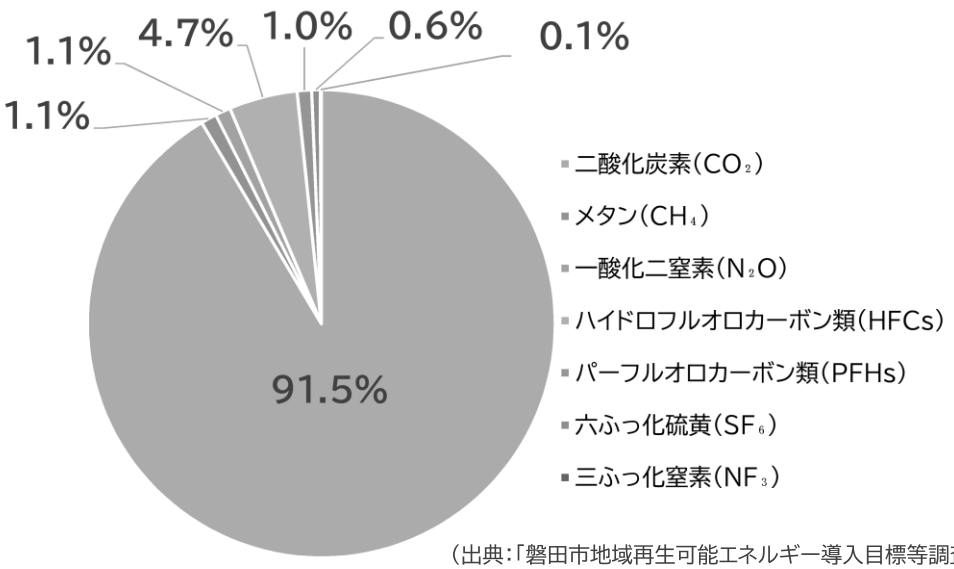
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
二酸化炭素(CO_2)	2,028.4	1,955.6	1,764.0	1,644.0	1,578.2	1,496.2	1,449.9
メタン(CH_4)	16.7	17.3	17.1	17.0	17.1	17.0	17.2
一酸化二窒素(N_2O)	22.4	22.4	19.3	17.7	17.0	16.2	16.9
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	53.6	58.0	61.1	67.9	69.1	71.7	75.1
パーフルオロカーボン類(PFHs)	19.4	19.7	18.3	17.5	16.6	15.3	15.8
六ふっ化硫黄(SF_6)	12.2	11.9	11.5	11.2	9.8	9.0	9.3
三ふっ化窒素(NF_3)	9.5	6.6	3.2	3.3	2.1	1.2	1.2
合 計	2,162.3	2,091.5	1,894.2	1,778.5	1,710.0	1,626.7	1,585.3

（出典：「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）



（出典：「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）

2019年度　磐田市の温室効果ガス排出量割合



（出典：「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）

部門・分野の考え方

温室効果ガスの排出量は、温暖化対策に向けた施策に対応しやすいよう、国の研究所や統計区分に基づき下表のとおり部門や分野に分けて整理しています。

ガス類は、エネルギーの消費に伴う「エネルギー起源 CO2」とそれ以外の「エネルギー起源 CO2 以外のガス」の2つに分類しています。このうち「エネルギー起源 CO2」は、「産業部門」、「業務その他の部門」、「家庭部門」、「運輸部門」「エネルギー転換部門」の5つの部門に区分しています。

また、「エネルギー起源CO_2以外のガス」は、「燃料の燃焼分野」、「工業プロセス分野」、「農業分野」、「廃棄物分野」の4つの部門に区分しています。

部門・分野別の温室効果ガスの排出要因

分類	部門・分野		温室効果ガスの主な排出要因	排出するガス
エネルギー起源 CO_2	産業部門	製造業	工場や事業場における電気や熱の消費	二酸化炭素
		建設業/鉱業		
		農林水産業	農業や水産業、林業等の電気や熱、ガスの消費	
	業務その他部門		商業・サービス業等の電気や熱、ガスの消費	
	家庭部門		電気や熱、ガス等の消費	
	運輸部門	自動車（貨物）	輸送業における電気や熱等の消費	
		自動車（旅客）	自家用車やタクシーの運行業務における電気や熱の消費	
		鉄道	エネルギー消費	
エネルギー起源 CO_2 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	燃焼設備にける燃料の燃焼	メタン・一酸化二窒素
		自動車走行	ガソリンの燃焼	メタン・一酸化二窒素
	工業プロセス分野		工業材料の化学反応	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素
	農業分野	耕作	水田の耕作	メタン・一酸化二窒素
		畜産	家畜の飼育	メタン・一酸化二窒素
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却	メタン・一酸化二窒素
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素
		埋め立て処分	廃棄物の埋立	メタン
		排水処理	排水の処理	メタン・一酸化二窒素
		原燃料使用等	廃棄物の焼却、製品の製造	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素
	代替フロン等４ガス分野		金属の生産や製品の製造	フロン類

（出展：環境省　地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル）

■ 部門別の二酸化炭素排出量

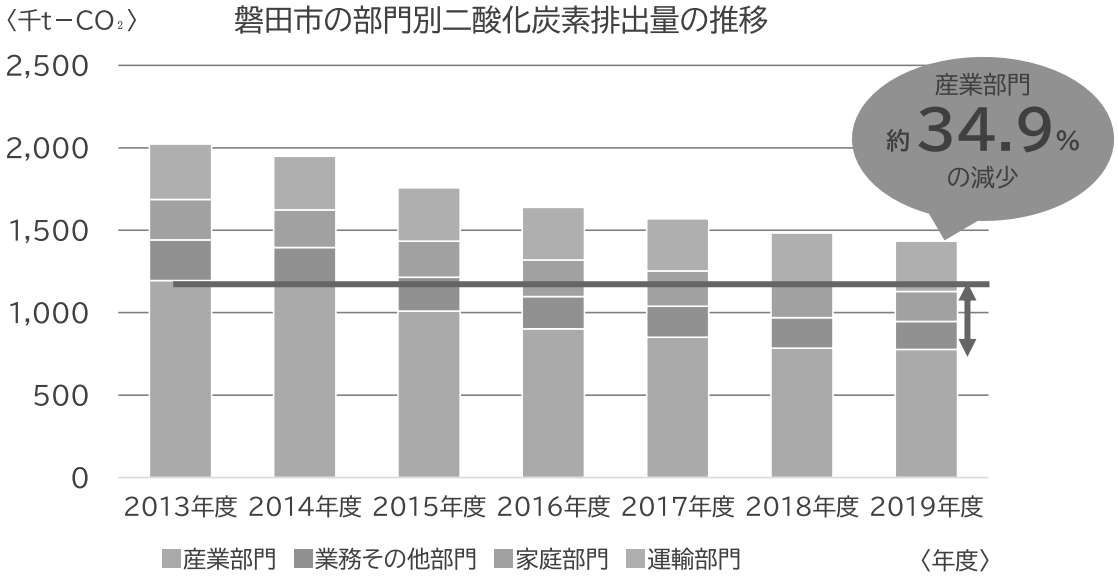
温室効果ガスの排出量のうち、最も多くを占める二酸化炭素の排出量を部門別に分類すると産業部門が最も多く、全体の約 60%を占めています。

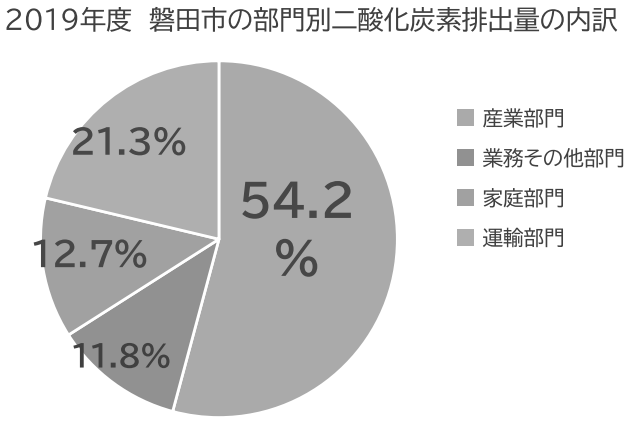
また、2019年度（令和元年度）の二酸化炭素排出量を2013年度（平成25年度）のものと比較すると、約28.5%減少し、産業部門は約34.9%減少しています。

磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移　〈千t－CO_2〉

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	1,195.2	1,167.7	1,009.4	902.0	850.4	785.4	777.0
業務その他部門	246.3	227.3	205.3	196.2	188.3	183.8	169.2
家庭部門	245.4	228.5	219.5	221.2	214.8	203.4	182.7
運輸部門	336.2	324.8	322.7	318.9	315.4	311.2	305.1
合　計	2,023.1	1,948.3	1,756.9	1,638.3	1,568.9	1,483.8	1,434.1

（出典:「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）





（出典:「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）

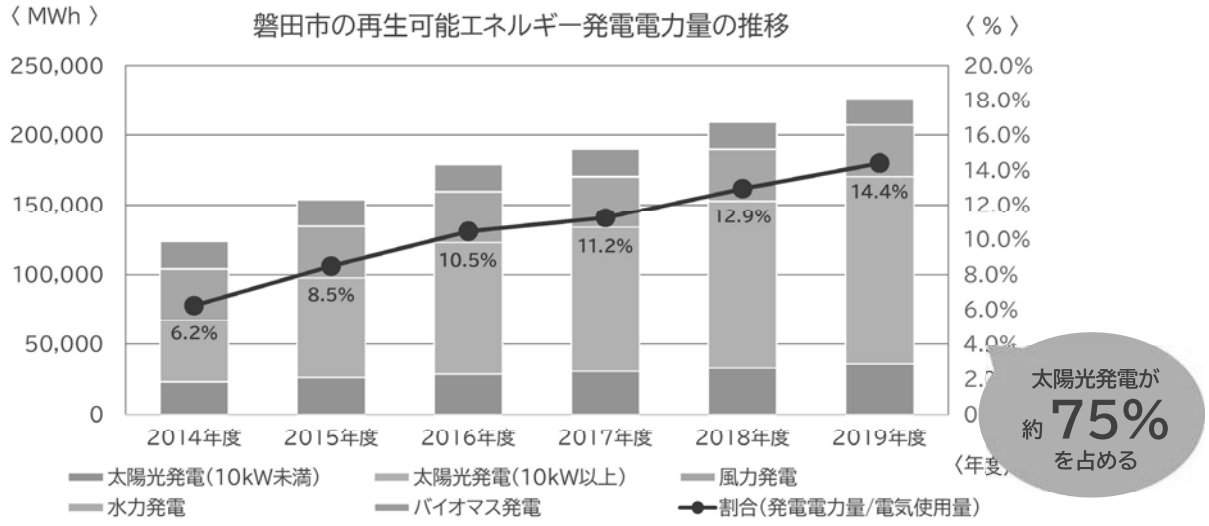
本市の再生可能エネルギー導入の状況

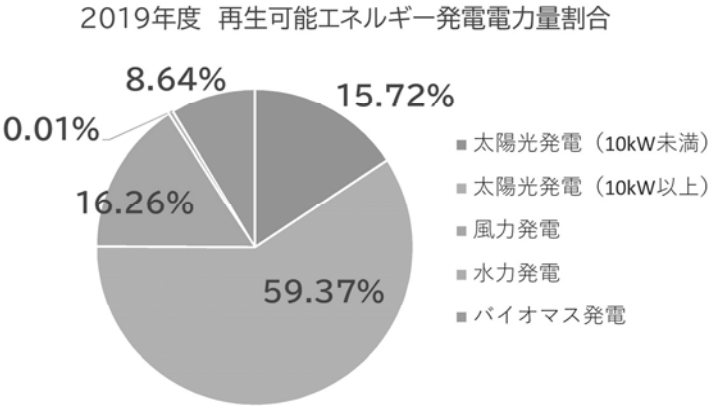
2019 年度（令和元年度）の再生可能エネルギーによる発電量は、約 226,809MWhで、総電気使用量の約 14.4%に当たります。これは、2014 年度（平成26年度）の約 1.8 倍で、その内訳は太陽光によるものが約75.0%と最も多く、次いで風力が約16.2%となっています。

なお、再生可能エネルギーが占める割合は、温室効果ガス削減の目標達成に向けて2030年に40%程度となることを期待するものです。

磐田市の再生可能エネルギー発電電力量の推移　〈 MWh 〉

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
太陽光発電(10kW未満)	23,155.1	26,131.4	28,629.9	30,645.5	32,945.9	35,652.9
太陽光発電(10kW以上)	44,244.2	71,529.8	94,134.0	103,019.7	119,916.1	134,657.4
風力発電	36,714.9	36,721.4	36,721.4	36,721.4	36,886.5	36,886.5
水力発電	0.0	0.0	25.8	25.8	26.3	25.8
バイオマス発電	19,587.4	19,587.4	19,587.4	19,587.4	19,587.4	19,587.4
合計	123,701.6	153,970.0	179,098.4	189,999.8	209,362.2	226,809.9
電気使用量	1,983,299.7	1,815,711.9	1,713,394.9	1,689,515.4	1,617,722.2	1,575,205.6
割合(発電電力量/電気使用量)	6.2%	8.5%	10.5%	11.2%	12.9%	14.4%





（出典：環境省「自治体排出量カルテ」地方公共団体のFIT制度による再生可能エネルギー（電気）の現状把握）

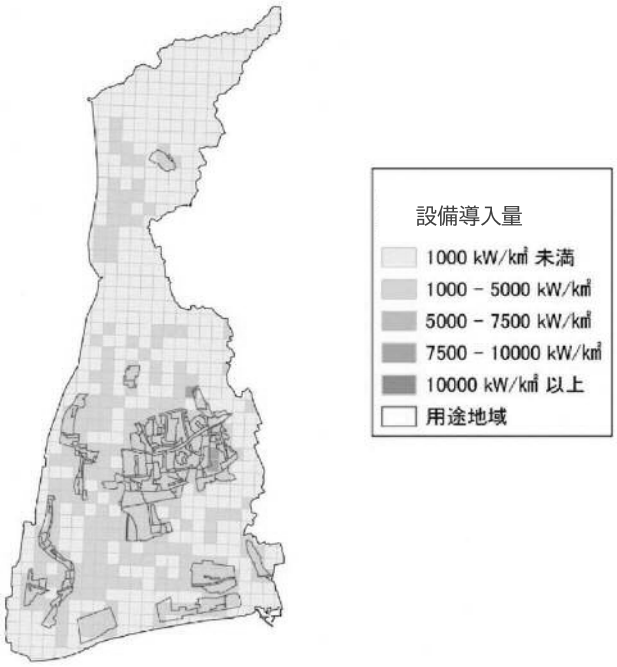
本市の再生可能エネルギー導入の可能性

本市の特徴である長い日照時間を活かした太陽光発電の設備を市内の土地や建物に最大限設置した場合は、1,007.4MWの設置が可能です。一方、風力発電の設備は、発電に必要な風速や法律の規制等を考慮すると、16.8MWの設備を設置することができます。

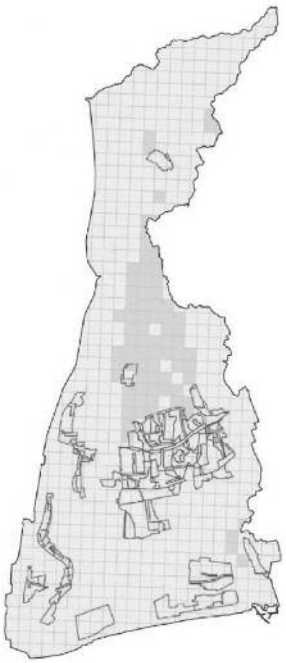
これらを加味すると、現状の技術で再生可能エネルギーを導入した場合の年間発電量は、約1,512,283.8MWhになると推計します。

太陽光発電等の導入の可能性

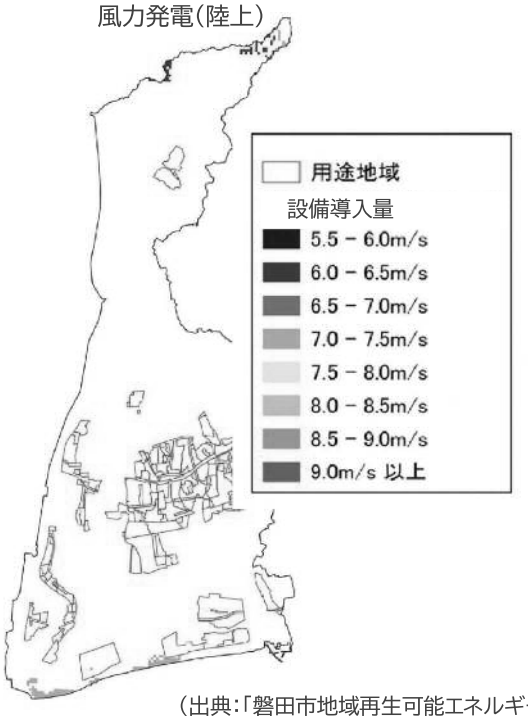
太陽光発電(建物)



太陽光発電(土地)



風力発電(陸上)



磐田市の再生可能エネルギー導入可能容量

再生可能エネルギーの種類		導入可能容量
太陽光発電	建 物	737.1 MW
	土 地	270.3 MW
陸上風力		16.8 MW
中小水力		0.0 MW
合 計		1024.2 MW
年間想定発電量 1,512,283.8MWh/年		

(出典:「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査業務報告書」温室効果ガス排出量の現状調査)

地球温暖化対策 3

温室効果ガス排出量の将来予測

温室効果ガス排出量の将来予測

2050年のカーボンニュートラルを目指すため、まず温室効果ガスの排出量の状況を推計する必要があることから、人口や経済等の将来動向を統計資料の数値を参考に2030年と2050年の二酸化炭素の排出量を算出します。

また推計は、今後追加的な対策をとらず設備等の技術や性能・生活の様式が現時点のまま推移した「① 脱炭素に向けた追加の対策を実施しない場合」と新たな省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の脱炭素に向けた対策を行う「② 脱炭素に向けた追加の対策を実施する場合」の2つに分けて考えます。

■ ①脱炭素に向けた追加の対策を実施しない場合

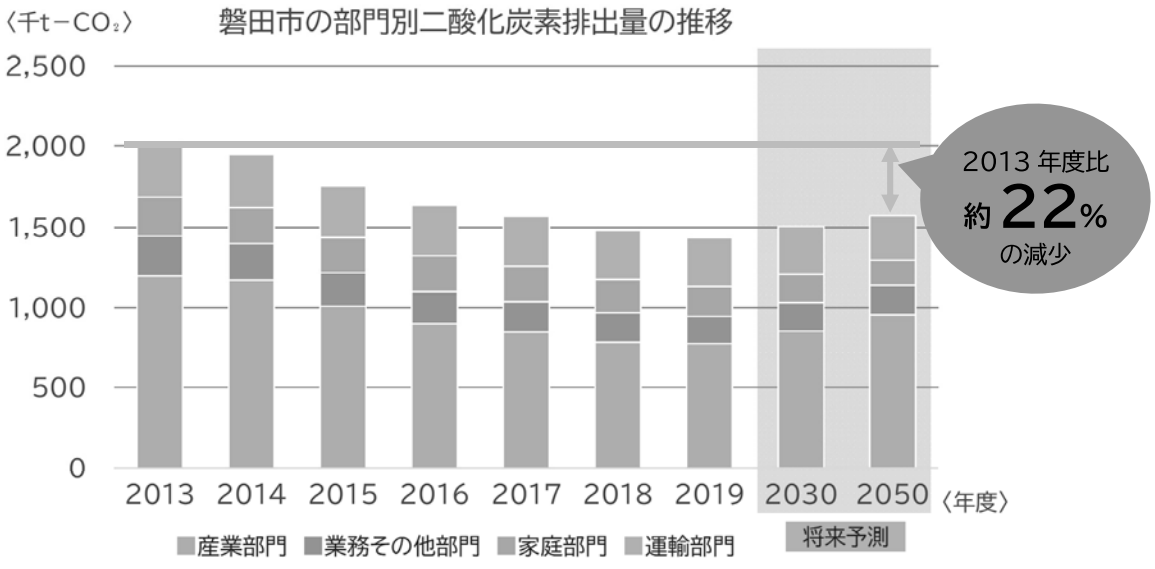
2050年度の二酸化炭素の排出量は、予測される人口の推移や経済成長率を参考に推計したところ、将来推計人口の減少により社会規模が縮小されることから2013年度（平成25年度）の同排出量と比較し、約 22%減少すると予測されます。

磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移　〈千t−CO_2〉

	2013年度	2018年度	2019年度	2030年度(2013年度比)	2050年度(2013年度比)
産業部門	1,195.2	785.4	777.0	855.0 （-28%）	957.0 （-20%）
業務その他部門	246.3	183.8	169.2	176.0 （-29%）	179.0 （-27%）
家庭部門	245.4	203.4	182.7	174.0 （-29%）	155.0 （-37%）
運輸部門	336.2	311.2	305.1	302.0 （-10%）	283.0 （-16%）
合　計	2,023.1	1,483.8	1,434.1	1,507.0 （-26%）	1,574.0 （-22%）

将来予測

（出典：「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査業務報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）



（出典：「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査業務報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）

■ ②脱炭素に向けた追加の対策を実施する場合

脱炭素社会は、エネルギー使用における省エネルギー化や再生可能エネルギーの更なる拡大を進めることに加え、革新的な技術の開発が無ければ達成できないものです。

本市における太陽光等の発電設備は、土地や建物の実情に即して最大限に設置をした場合に1024.2MW規模の設置が想定されます。このうち、2050 年度に 100%を達成することを目標とする中で、2030年度に約 30%に相当する導入量 310.0MWの設置を目指しています。

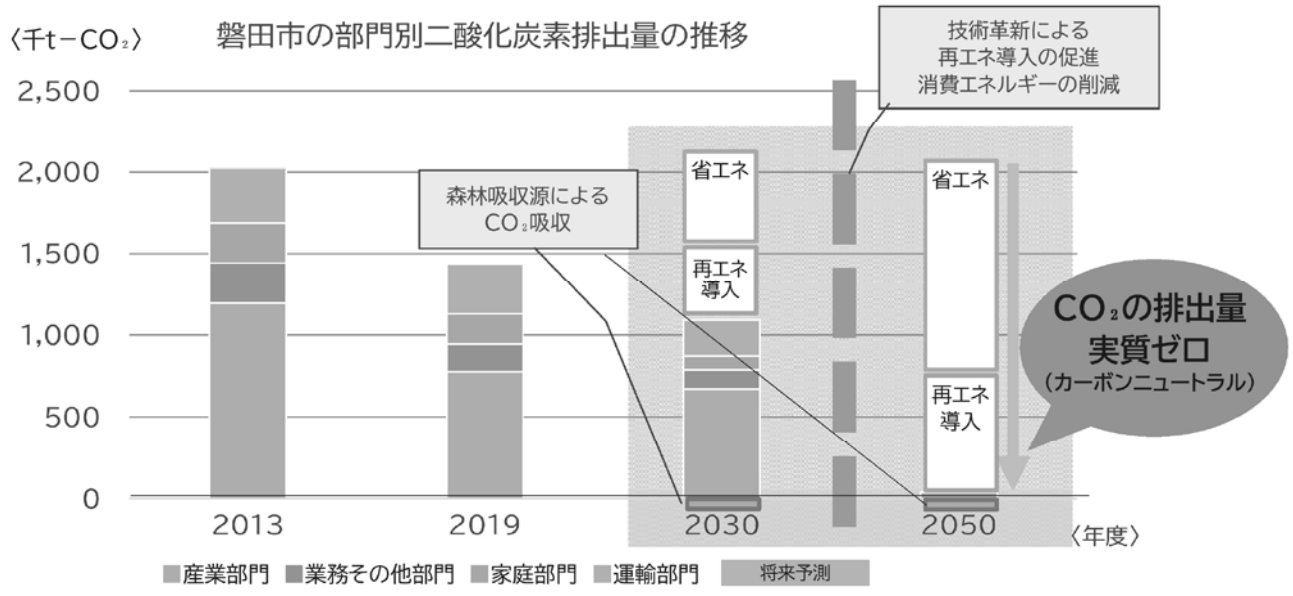
これらを踏まえ2050年にカーボンニュートラルを達成した将来予測は、2013 年度（平成25年度）の二酸化炭素の排出量から省エネルギーの推進により約 65.0%が削減、再生可能エネルギーの最大限の導入により約 32.9%が削減されることになります。削減が難しい残りの約 2.1%を森林の二酸化炭素吸収により相殺し、実質ゼロとなります。

磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移　〈千t－CO_2〉

	2013年度	…	2019年度	2030年度(2013年度比)	2050年度(2013年度比)
産業部門	1,195.2	…	777.0	669.3 （-44%）	41.7 （-97%）
業務その他部門	246.3	…	169.2	120.7 （-51%）	0.0 （-100%）
家庭部門	245.4	…	182.7	83.5 （-66%）	0.0 （-100%）
運輸部門	336.2	…	305.1	218.5 （-35%）	0.0 （-100%）
合　計	2,023.1	…	1,434.1	1,092.0 （-46%）	41.7 （-100%）

将来予測

（出典:「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査業務報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）



（出典:「磐田市地域再生可能エネルギー導入目標等調査業務報告書」温室効果ガス排出量の現状調査）

地球温暖化対策 4

温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化が理由と思われる集中豪雨による浸水や猛暑による熱中症が増加傾向にあり、更なるリスクの増大等も懸念されています。このように温室効果ガスの増加による気候変動は、私たちの健康や経済に直接的な影響を及ぼす喫緊の課題となっています。

本市は、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、そこを目指し施策を推進することで持続可能な社会を将来の世代に引き継いでいきます。

削減目標の考え方

本市の温室効果ガス排出量の削減目標は、2021年（令和3年）に国が示した目標を踏まえ、2030年度までに、2013年度（平成 25年度）の排出量から 46%の削減を目指します。また、長期的な目標として2050 年に温室効果ガス排出量の実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指します。

本市における長期的な温室効果ガス排出量削減目標

環境指標	実績値 2021 年度	目標値 2030 年度	目標値 2050 年度
市域における温室効果ガス排出量削減率 市域全体における温室効果ガス排出量の削減率（2013 年度比）	26.6% （2019 年度）	**46%** **（2030 年）**	**100%**
市の施設における温室効果ガス排出量削減率 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減率（2013 年度比）	19.9%	**50%** **（2030 年）**	**100%**

部門別に見る二酸化炭素排出量の削減目標

〈千t-CO_2〉

部　門	実績値 2013 年度	実績値 2019 年度	目標値 2030 年度 （2013 年度比）	目標値 2050 年度 （2013 年度比）
産業部門	1195.2	777.0	669.3　（-44%）	41.7　（-97%）
業務その他部門	246.3	169.2	120.7　（-51%）	0（-100%）
家庭部門	245.4	182.7	83.5　（-66%）	0（-100%）
運輸部門	336.2	305.1	218.5　（-35%）	0（-100%）

地球温暖化対策 5

（基本方針6）

地球温暖化対策に取り組みます

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて市・市民・事業者それぞれが温室効果ガスを排出する当事者であることを認識するとともに、環境負荷の少ない製品やサービス、ライフスタイルを賢く選択することで、地球にやさしい持続可能な社会の実現を目指します。



環境指標	実績値（2021 年度）	目標値（2027 年度）
■市の施設における温室効果ガス排出量削減率 市の事業における温室効果ガス排出量の削減率（2013 年度比）	19.9%	50% （2030 年度）
■住宅用太陽光発電システムの導入件数 10kW 未満の太陽光発電設備の導入件数 ※目標値は「総合計画後期計画」に準ずる	7,581 件	9,000 件 （2026 年度）
■地球温暖化に関する啓発事業の参加人数 地球温暖化対策に関する学習に参加した公立小中学校の児童生徒数	1,299 人	3,000 人

1｜緩和策

施策6－1｜消費エネルギーの削減

1 市の施設等における削減

●施設等の適正な維持管理を行う中で、新設や更新に際しエネルギー使用の効率化を目指す。
●公用車の更新計画を適宜見直す中で、次世代自動車の導入を検討する。
●消費エネルギーの削減につながる行動を率先して推進する。

2 家庭における削減

●消費エネルギーの削減に関する情報を提供する。
●HEMS 等使用するエネルギーの最適化を目指すシステムの導入を支援する。
●消費エネルギーの削減につながる行動を推進する。

3 事業活動に伴う削減

●建物等の改修や省エネ機器の導入で環境負荷の低減を図る事業者を支援する。
●省エネ法や関係する補助制度等の情報を提供する。
●エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入により消費エネルギーの削減を目指す事業者を支援する。

施策6－2｜再生可能エネルギーの利用促進

1 市の施設等における利用促進

●施設や所有地について再生可能エネルギー設備の設置に向けた可能性を調査・検討し導入を目指す。

2 家庭における利用促進

●住宅用太陽光発電システムや蓄電池等、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。

3 事業活動に伴う利用促進

●中小企業等の事業活動における再生可能エネルギーの普及・利用を促進する。

4 地域における普及促進

●地域資源を活用した再生可能エネルギーの適切な導入について研究する。
●地域と調和した再生可能エネルギー発電事業を推進する。

施策6－3｜脱炭素社会の推進

1 地球温暖化に関する意識啓発や情報提供

●地球温暖対策に関する情報を積極的に収集し、広く市民・事業者に配信する。
●小中学生に向けた地球温暖化に関する啓発事業を実施する。

2 環境に配慮した事業経営の実現に向けた支援

●脱炭素の先進的な事例を事業者に紹介する。
●在宅勤務に関する環境整備について事業者に向けた啓発を図る。
●事業者の脱炭素に関する研究開発や新技術の導入を支援する。
●カーボンニュートラルに配慮した工業用地の整備を目指す。

3 交通に関する脱炭素の推進

●地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通政策を推進する。
●公共交通の利用を促進する。
●AI や自動運転技術の活用など新たな公共交通の導入を研究する。
●都市基盤の整備に徒歩や自転車の利用を促進する視点を取り入れる。

施策6－4｜森林吸収源の保全

1 森林の適正な整備による森林吸収源の確保

●森林の持つ二酸化炭素吸収効果の情報を提供する中で、所有者に対し適正な森林整備を促す。
●産官学の連携により森林の整備における技術の向上を目指す。
●市の施設における県産材の利用を促進する。

市民・事業者の主な取組み	市民	事業者
LED照明やヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器、省エネ家電等の省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。	●	●
クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。	●	●
健康と環境に配慮し、近距離は自転車や徒歩で移動するよう心がける。	●	●
アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどエコドライブを実践する。	●	●
住宅や建物の新築時には太陽光発電システムや蓄電池を備えるなど、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を検討する。	●	●
次世代自動車（EV・PHV・燃料電池自動車等）を導入する。	●	●
日常生活における脱炭素行動について学び、実践を心がける。	●	●

2｜適応策（気候変動適応法第12条に基づく「磐田市気候変動適応計画」）

これまで取り組んできた気候変動に備える施策のうち以下の施策について、継続して取り組んでいきます。

施策6－5｜気候変動適応策の推進

気候変動適応の施策一覧

分野	項目	影響の詳細	実施している対策	関連部署
①農業・林業・水産業分野	農業	大雨による農地等の浸水	排水機場の適切な管理運用により、大雨による浸水被害を軽減する。	農林水産課
		農業用水の不足	農業用水路の適正な整備により水資源の有効活用を図る。	農林水産課
		野生鳥獣の生息分布拡大による食害の増加	鳥獣被害防止計画に基づき、被害防除・捕獲に取り組む。	農林水産課
② 水環境・自然生態系分野	水環境水資源	無降雨や少雨に伴う渇水の深刻化 地下水の塩水化 気温上昇による水需要の増加	地下水の利用量や水質について継続的な調査監視を行う。	環境課
	自然生態系	開花時期の変動とそれにともなう送粉者の発生時期のずれにより果実や種の減少 野生動物の生息適地の拡大による増加	絶滅のおそれのある動植物が生息していることについて広く市民に周知する。 特定外来生物に関する情報を収集し、広く市民に発信する。 《再掲　第４章基本方針２より》	環境課
③自然災害分野	台風大雨	大雨の発生頻度の増加 台風の強大化	住宅屋根の耐風化を支援することで激甚化する災害による被害を軽減する。	建築住宅課
			内水浸水対策による被害を軽減する。	道路河川課
		長時間続く高降雨強度の大雨や、局所的に長時間停滞する線状降水帯による大雨	ハザードマップを周知し、市民の適正な避難計画の策定を支援することで、災害時の被害を軽減する。	危機管理課
④健康分野	暑熱	気温上昇による熱中症リスクの増大	熱中症対策を周知し、被害を軽減する。	健康増進課
	感染症	感染症を媒介する生物の生息域拡大による感染症の患者数の増加	感染症の発症情報等に留意し、適切な啓発や注意喚起を行う。	健康増進課
	その他	光化学オキシダント等の大気汚染物質の増加	光化学オキシダントや PM2.5 に関する情報を迅速に提供する。 《再掲　第４章基本方針１より》	環境課
⑤産業・経済分野	暑熱 台風 大雨	災害による損害の拡大	事業者の事業継続計画の策定を支援し、災害による経営リスクの軽減を図る。	産業政策課
⑥国民生活・都市生活	ライフライン	上下水道・交通等のライフラインの災害による影響	適正な道路・河川管理や上下水道設備の維持管理計画の推進、災害時のごみ処理計画を策定するなど、災害に備えたインフラ整備・ライフラインの確保を図る。	道路河川課 上下水道工事課 ごみ対策課　等

2050 年カーボンニュートラル

2025年　短・中期　2030年

温室効果ガス排出量の削減目標　46%削減

地球温暖化対策に関する取組み

6－1　消費エネルギーの削減

市の施設等の適正な維持管理を行う中で、使用するエネルギーの効率化や次世代自動車の導入を検討する。

新たな手法や技術を取り入れて施設の脱炭素化を目指す。

消費エネルギーの削減に関する的確な情報を提供する。
家庭における消費エネルギーの削減につながる行動を推進する。
消費エネルギーの削減やエネルギーの最適化を図る家庭用の設備の導入を支援する。

建物等の改修や省エネ機器の導入で環境負荷の低減を図る事業者を支援する。
省エネルギーに関する的確な情報を事業者へ提供する。
エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入により消費エネルギーの削減を目指す事業者を支援する。

6－2　再生可能エネルギーの普及促進

市の施設等において再生可能エネルギーによる発電設備の設置に向けた可能性を調査・検討し導入を目指す。

再生可能エネルギーによる発電設備の適切な施設の整備を進める。

太陽光発電システムや蓄電池等、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。

中小企業等の事業活動における再生可能エネルギーの普及・利用を促進する。

地域資源を活用した再生可能エネルギーの適切な導入について研究する。
地域と調和した再生可能エネルギー発電事業の導入を促進する。

6－3　脱炭素社会の推進

地球温暖対策に関する情報を積極的に収集し、広く市民・事業者に配信する。
小中学生に向けた地球温暖化に関する環境学習を実施する。

脱炭素の先進的な事例を事業者に紹介する。
事業者の脱炭素に関する研究開発や新技術の導入を支援する。
カーボンニュートラルに配慮した工業用地の整備を目指す。

公共交通の利用を促進する。
AIや自動運転技術の活用など新たな公共交通の導入を研究する。
都市基盤の整備に徒歩や自転車の利用を促進する視点を取り入れる。

3Rの推進と廃棄物の適正処理を推進する。
環境に配慮した市民や事業者の消費行動を推進する。

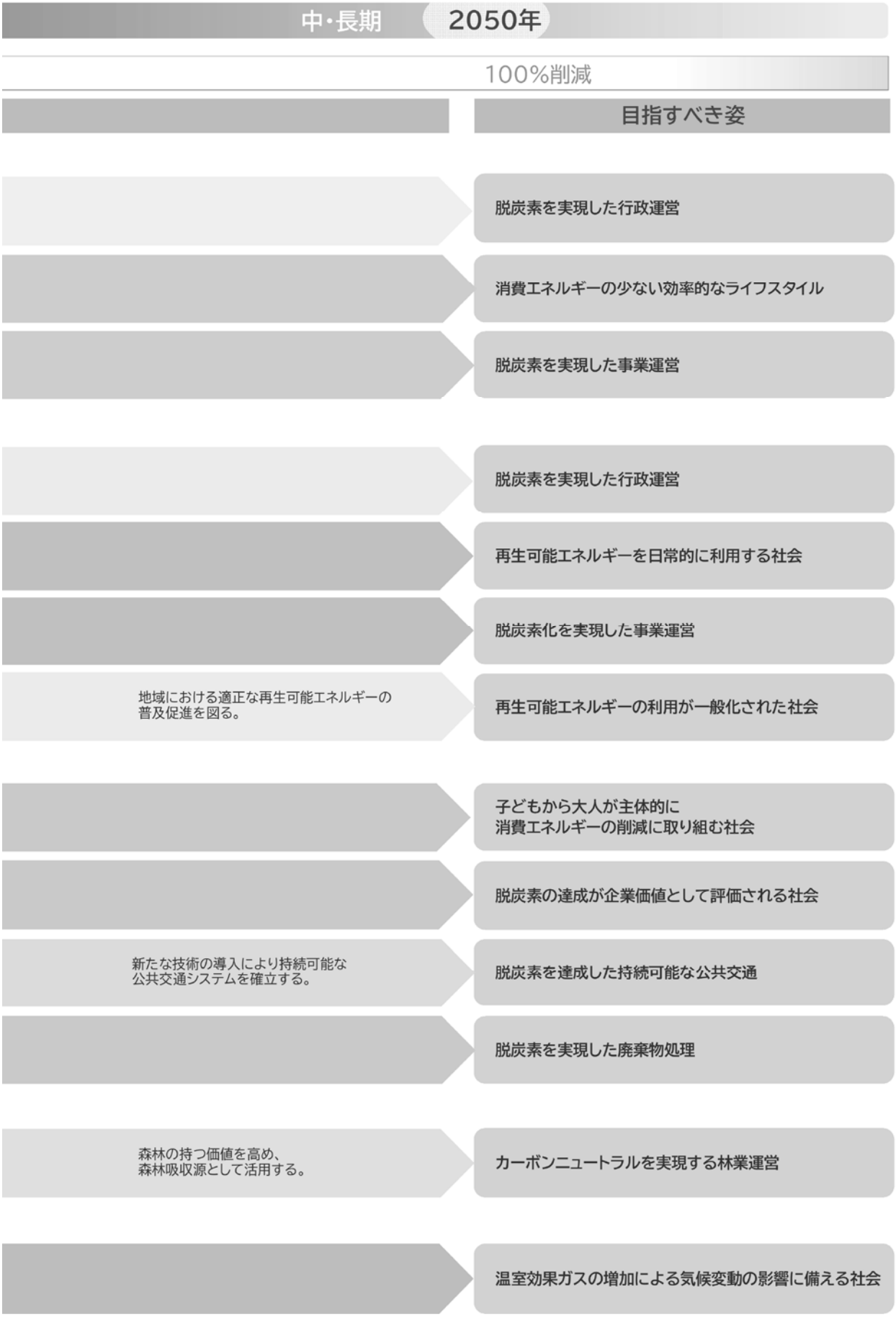
6－4　森林吸収源の保全

森林の持つ二酸化炭素吸収効果の情報を提供する中で、所有者に対し適正な森林整備を促す。
産官学の連携により森林の整備における技術の向上を目指す。
市の施設における県産材の利用を促進する。

6－5　気候変動適応策の推進

集中豪雨や気温上昇などの気候変動の影響に備える施策に継続して取り組む。

実現に向けたロードマップ



私たちが想像する2050年の姿

南部中学校

こんな未来になって欲しい！だから私たちは



- 電気自動車や AI 技術など環境にやさしい工夫がたくさんされている
- ゴミが 100%リサイクルされている
- 緑がたくさんある
- 二酸化炭素が少ない、きれいな空気になっている
- 人や動物が過ごしやすい環境になっている

豊田南中学校

こんな未来になって欲しい！　だから私たちは



- 水不足や食糧不足で困る人がいない
- 植物は二酸化炭素をたくさん吸収できる品種に改良されている
- ゴミが路上に落ちていない
- 二酸化炭素を使って発電した電気で生活する
- 地球温暖化に関する心配や不安がない

豊岡中学校

こんな未来になって欲しい！　だから私たちは



- 森林が多く、動物たちや魚たちがたくさん生きている
- 水素を使った技術が発達している
- 嫌われ者の二酸化炭素を良いものにする技術が発明されている
- 全ての家に太陽光発電が付けられている
- みんなで協力して脱炭素を達成している

今年（2022年）の6月から10月にかけて、南部中学校、豊田南中学校、豊岡中学校の生徒たちが地球温暖化について学びました。ここで、2050年の将来像や実践できることについて多くの貴重な意見が寄せられたことから、その中のいくつかをご紹介します。

こんなことを実践します

- 電気や水を無駄にせず、大切に使います
- 使えるものは、大切に長く使います
- ごみ拾いを心がけます
- 花や植物をたくさん植えます
- 買い物は、エコバックを使います
- 自分でできることをもっと探して、実践します


※磐南浄化センター見学

こんなことを実践します

- 食事を残さないことで、ごみを減らします
- 国や市の取組みに興味を持って、自分から調べます
- 再生可能エネルギーをなるべく使います
- ごみをすてるときは3R を意識します
- 近くへ行くときには徒歩や自転車を使います
- エアコンの温度設定や節水に気を配ります


※イメージ

こんなことを実践します

- グリーンカーテンを作るなど工夫して、エアコンの利用を抑えます
- 大人になったら面白い発電方法を考えて実践します
- 環境問題を他人事と思わず、自分ができることから実行します
- 自分なりのアイデアで脱炭素を目指します
- 地域の環境活動に参加します
- 地球温暖化について学んだことを、色々な人に説明します


※イメージ

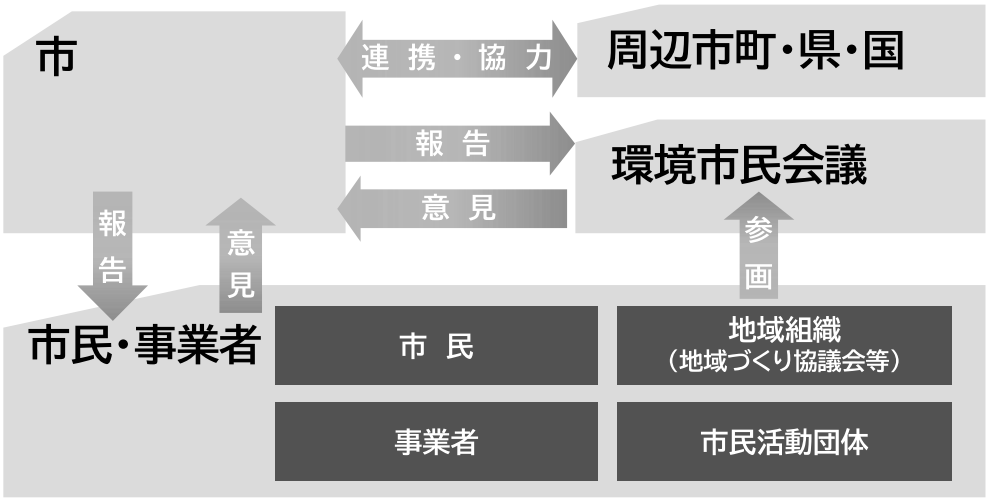
第6章　計画の推進方法

計画の推進方法

1 推進体制

本計画に掲げる施策を着実に実行するため、市・市民・事業者の各主体がお互いの役割を理解し、以下の推進体制で取り組みます。

また、本計画に基づく施策や取組みの実施状況を把握・評価し、今後の取組みに活かしていきます。



市

市は、第2次環境基本計画後期計画で定めた目標達成に向け、施策の推進を図ります。このため計画の推進状況を把握し、点検・評価、見直しや取組み結果を公表します。また、磐田市環境基本条例に基づく環境市民会議を設置し、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議します。

市民

市民は、本計画に掲げる「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や事業者の取組みに協力することが望まれます。また、地域組織や市民活動団体等の活動に参加し自主的・主体的にまちづくりを推進することが期待されます。

事業者

事業者は、本計画に掲げる事業者に求められる取組みや「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や地域組織や市民活動団体等の活動に協力することが望まれます。

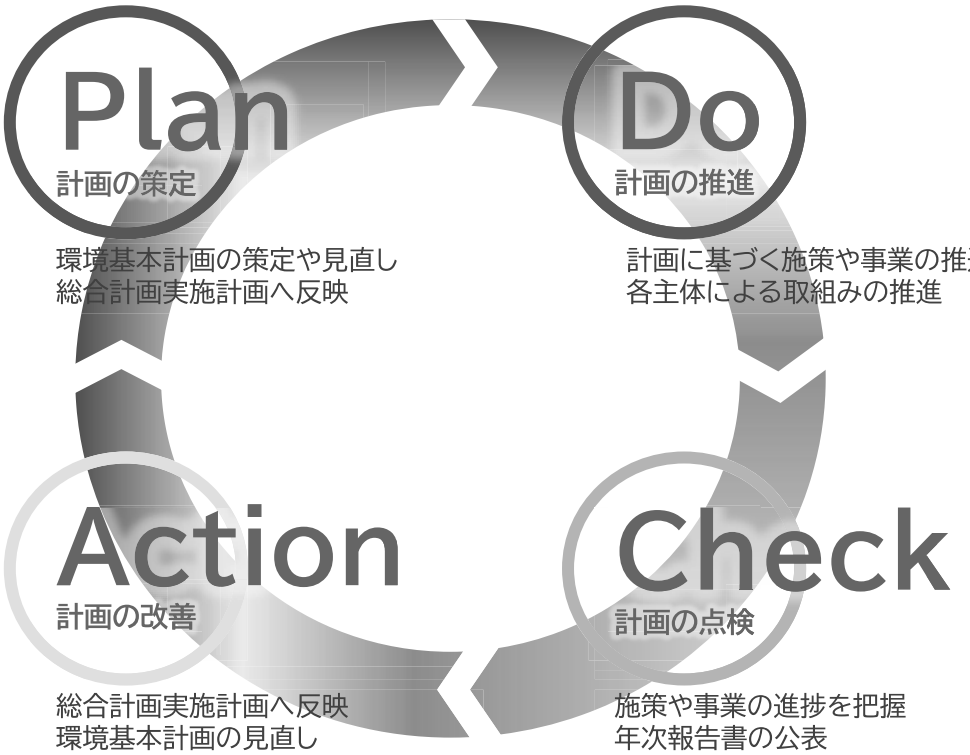
計画の推進方法 2

進行管理

計画の推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な推進を図ります。

計画：Plan	市民や事業者の意見を計画の策定や見直しに広く取り入れる中で、取組みの方針や具体的事業の決定を行います。
実行：Do	市、市民、事業者が一体となって計画を推進します。
点検：Check	施策や事業等の進捗を適切に把握して年次報告書を作成し公表します。また、環境市民会議においても環境の保全や創造に関する事項を調査審議します。
改善：Action	点検の評価等を踏まえ、施策・事業計画の見直しを行います。また、本計画の成果や課題を踏まえて、計画全体を見直します。

計画の進行管理



資料編

資料１　計画策定の経過…… 58
資料２　磐田市環境市民会議委員名簿…… 59
資料３　用語解説…… 60
資料４　条例・規程…… 71

1　計画策定の経過

会議等の名称	日　　程	主な内容
第８期第4回環境市民会議	令和4年 3月24日	後期計画の策定方針について意見交換
第1回策定委員会	令和4年 5月13日	策定方針等の検討
第1回策定作業部会	令和4年 5月20日	策定方針と地球温暖化対策の検討
第2回策定作業部会	令和4年 6月28日	施策の検討
第3回策定作業部会	令和4年 7月20日	施策の検討
第8期第5回環境市民会議	令和4年 7月27日	前期計画の進捗状況について意見交換
第4回策定作業部会	令和4年 8月25日	後期計画(案)の検討
第5回策定作業部会	令和4年10月 4日	後期計画(案)の検討
第2回策定委員会	令和4年10月20日	後期計画(案)の検討
第9期第1回環境市民会議	令和4年11月 7日	後期計画(案)に対する意見交換
パブリックコメントの実施	令和4年12月15日～ 令和5年 1月31日	第2次磐田市環境基本計画後期計画(案) (環境課窓口、市ホームページで閲覧)
第３回策定委員会	令和5年 3月13日	後期計画(最終案)の検討
第9期第2回環境市民会議	令和5年 3月23日	後期計画(最終案)に対する意見交換
計画の公表	令和5年 3月末	

環境市民会議

磐田市環境市民会議は、磐田市環境基本条例に基づき設置した会議で、環境基本計画の策定に対し意見する他、環境の保全及び創造に関する事項を調査、審議する役割を持っています。この会議は、学識経験者、事業者、市民、環境保全団体の代表者、及び行政機関で構成されています。



2　磐田市環境市民会議委員名簿（第８期、第９期）

■ 第８期（令和２年11月１日～令和４年10月31日）

No.	役　職	氏　名	所属等
1	会　長	佐藤和美	静岡産業大学経営学部
2	副会長	杉浦　聖	自治会連合会
		寺田辰蔵	
		星野秀次郎	
3		伊藤正次	環境美化指導員
4		鈴木弥栄子	市民代表
5		北野伸雄	市民代表
6		安間美恵子	市民代表
7		大竹伸佳	市民代表
8		鈴木直仁	株式会社ブリヂストン磐田工場
		後藤　真	
9		山本哲也	磐田商工会議所　中小企業相談所
10		砂川利広	株式会社　農健
11		菊島昭崇	磐田市環境保全推進協議会 （株式会社ロック・フィールド静岡ファクトリー）
		青島邦信	磐田市環境保全推進協議会 （株式会社コーシンサービス）
12		金原和義	ひょうたん池自然を考えよう会
13		小坂教光	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
14		遠藤　正	静岡県くらし・環境部環境局　環境政策課
		新居一馬	

※任期途中での交替があった場合は、前任者と後任者それぞれ氏名を掲載しています

■ 第９期（令和４年11月１日～令和６年10月31日）

No.	役　職	氏　名	所属等
1	会　長	佐藤和美	静岡産業大学経営学部
2	副会長	星野秀次郎	自治会連合会
3		伊藤正次	環境美化指導員
4		北野伸雄	市民代表
5		萩本幸好	市民代表
6		玉木良汰	市民代表
7		小野里美	市民代表
8		坂田昭夫	ヤマハ発動機株式会社　サステナビリティ推進部
9		山本哲也	磐田商工会議所　中小企業相談所
10		砂川利広	株式会社　農健
11		青島邦信	磐田市環境保全推進協議会　（株式会社コーシンサービス）
12		金原和義	ひょうたん池自然を考えよう会
13		小坂教光	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
14		新居一馬	静岡県くらし・環境部環境局　環境政策課

3 用語解説

用語解説の見方

用語解説は以下のように区分して記載しています。また、用語の後ろのカッコは読み方を示しています。

- 数字
- アルファベット
- 五十音

【凡例】

■用語（読み方）：掲載ページ
解説

マークは、磐田市公式ウェブサイトに掲載があるものです。

数字

■2030 アジェンダ：P４

2015年の国連サミットで加盟国が採択した人類及び地球の持続可能な繁栄に向けた行動計画。2030年までに達成すべき「17 の目標（SDGs）」、「実施手段」、「レビューとフォローアップ」から構成されている。

■３R(スリーアール)：P18･28 他

環境にやさしい循環型社会の形成を推進するため、資源を無駄なく繰り返し使う考え方。発生抑制(リデュース：Reduce)、再使用(リユース：Reuse)、再生使用(リサイクル：Recycle)の３つの総称。

アルファベット

■AI(エーアイ)：P46

人工知能と訳されることも多い、人間の行動を「模倣」するようにプログラムされた機械。またはその人間のような一連の技術。本計画はデマンド型乗合タクシーの配車管理業務の自動化に導入することを目指している。Artificial Intelligence の略。

■BOD(ビーオーディー)：P22

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素の量。河川の有機物による汚濁を測る代表的な指標で、数値が大きいほど有機物による汚濁の程度が高い。
Biochemical Oxygen Demand の略。

■COP21(コップ 21)：P４

国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議の略称。2015 年にフランス・パリで開かれ、この会議でパリ協定が締結された。ＣＯＰは、Conference of Parties(締約国会議)の略。

■EV(イーブイ)：P46

ガソリンエンジンではなく電池とモーターで走る車。電気自動車。温室効果ガスの排出量削減が求められる中、多くの自動車メーカーが開発に着手している。
Electric Vehicle の略。

■HEMS(ヘムス)：P45

家庭で使うエネルギー管理システム。家電製品とつなぎ、電気やガスなどの使用量を把握することができる。
Home Energy Management System の略。

■LED(エルイーディー)：P46

発光ダイオード。1996 年に開発され、従来の蛍光灯に比べ寿命が長い、消費電力が少ない、有害物質を含まないなどの特徴から、環境にやさしい省エネ家電とされている。Light Emitting Diode の略。

■PDCA サイクル(ピーディーシーエーサイクル)：P55

計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という４段階を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく業務プロセスの管理手法。

■PHV(ピーエイチブイ)：P46

外部の電源から充電が可能なハイブリッド車。バッテリー容量の大きいものが多く、電気のみの航続距離もハイブリッド車より長くなる。Plug-in Hybrid Vehicle の略。

■PM2.5(ピーエム 2.5)：P22･47

大気中に浮遊している 2.5μm 以下の粒子。大気中に長く滞留し、吸い込むことで肺の奥まで入り込むため、人の健康に対する影響が懸念されている。

■SDGs(エスディージーズ)：P３･４

2015 年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標。加盟国は 2030 年までに目標を達成することを目指している。17 のゴールと 169 のターゲットがある。Sustainable Development Goals の略。
⇒詳細（P70）

■SPM(エスピーエム)：P22
大気中に浮遊する粒径が 0.01mm 以下の粒子状物質。浮遊粒子状物質。肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

あ行

■アイドリングストップ：P46
自動車の駐停車時にエンジンを止める運転技術。環境に配慮した取組みの一つとして推奨されている。大気汚染や騒音の防止、二酸化炭素の排出を抑制する効果がある。

■一般廃棄物処理基本計画：P２他
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市内で発生する一般廃棄物の処理・処分についての基本的な事項を定めた計画。
令和４年度から 10 年間のごみの排出抑制・再資源化のための方策、ごみの適正な処理、生活排水対策などを示している。

■一酸化二窒素：P34･38
温室効果を持つ気体。自然を起源として放出されるものや、化石燃料の燃焼や農耕などの人為的な起源がある。大気中に長く残り、成層圏で主に紫外線により分解されて消滅する。

■インフラ整備：P47
電柱の地中化や道路の拡張など、産業や生活の基盤である公共施設の整備。産業基盤の整備は経済を豊かにし、生活基盤の整備は人々がより安全で便利な生活を送ることが期待できる。

■エコアクション 21：P45
環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。中小事業者などの環境に配慮した取組みを効果的・効率的に実施するためのガイドラインを定めている。大企業に向けた類似したシステムとして、国際標準化機構の ISO14001 などがある。

■エコツーリズム：P26
自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。環境と経済の好循環をもたらす取組みとして推奨されている。

■エコドライブ：P46
エネルギーの消費や二酸化炭素などの排出を抑制する運転技術の総称。停車時にエンジンを切るアイドリングストップや急発進・急加速・急ブレーキを控えるなどがある。

■エコマーク：P29
「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。公益財団法人日本環境協会が実施する環境ラベル事業で、厳しい基準を達成した商品に付けられている。

■エネルギー起源 CO_2：P34･38
電気や熱などのエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素。事業や家庭で使用する電力や燃料の消費によって発生する。

■非エネルギー起源 CO_2：P34 他
エネルギーの消費以外の要因で排出される温室効果ガス。農地で自然発生するなど自然起源のものや工業の過程で発生する人為的起源のものがある。メタンや一酸化二窒素、フロン類などがある。

■屋外広告物：P26
常時または一定の期間に継続して屋外で公衆に表示される看板、立て看板、はり紙、広告塔などの掲出物。

■桶ケ谷沼：P14 他
本市の東部にある淡水の沼。日本有数のトンボの生息地であり、静岡県自然環境保全地域に指定されている。

■桶ケ谷沼ビジターセンター：P30
自然環境の保全に関する啓発を目的に設置された施設。主に桶ケ谷沼の保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。

■御前崎遠州灘県立自然公園：P25
御前崎周辺から天竜川河口までの海岸景観を中心とした県立自然公園。磯・砂浜の海岸線、その西側遠州灘の海岸線には白砂青松の砂丘地帯が続き、青い海と一体となった景観を呈している。

■温室効果ガス：P4 他
地球温暖化の要因である温室効果を起こす大気中の気体。地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収し再び地表に向けて熱を放出している。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

か行

■カーボンニュートラル：P2 他
温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡していること。地球温暖化を緩和する国際的な目標になっている。日本は2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言している。

■海岸林：P25
遠州灘海岸に沿って 16 世紀頃から植樹されたクロマツの林。風、砂、潮の害から地域を守る機能を確保するため、森林法に基づき保安林に指定されている。

■開発行為：P27
主に建物の建築などを目的に道路や水路を設置して土地の形を変えることや、土地を削ったり新たな土を盛ったりして土地の利用状態を変える行為。都市計画法に基づく開発許可制度があり、技術基準や立地基準が定められている。

■合併処理浄化槽：P22･23
し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。本市は公共下水道と農業集落排水のどちらにも該当しない地区の汚水処理を担っている。

■環境学習：P3･5･31
生活環境、自然環境、地球環境の保全に関連した知識、行動、スキル、価値観などを獲得する学習。本計画は、子どもから大人まで環境について学ぶ姿勢を促すために使用している。

■環境基準：P22
環境基本法に規定された人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染や騒音について定められている。

■環境基本計画：P2 他
環境基本法に基づき策定される計画。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。国、地方公共団体がそれぞれの立場から策定することとしている。

■環境基本条例：P2 他
環境に関する施策を推進するための条例。健康で文化的な生活を営み、豊かな自然と持続可能な社会を将来の世代に引き継いでいくことを目的としている。

■環境基本法：P2
平成 5 年 11 月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者や国民の責務を明らかにしている。

■環境教育：P3 他
環境問題と社会、経済と文化とのつながりや、環境の保全について理解を深めるために行う教育。本計画では学校の授業や職場の研修などで実施されることを促進している。

■環境市民会議：P31･54･55

磐田市環境基本条例に基づき設置した会議。環境基本計画の策定に対し意見するほか、環境の保全や創造に関する事項を調査、審議する役割を持っている。学識経験者、事業者、市民、環境保全団体の代表者と行政機関で構成されている。

■環境美化統一行動：P23
本市が環境美化の日と定める毎年６月第１日曜日に実施する美化活動。市、市民、事業者が一体となり市内の道路や河川のゴミ拾い、除草などの清掃活動を行っている。

■環境美化指導員：P23

市内の美化活動を推進する指導員。自治会連合会の推薦や公募により、市が委嘱している。市内をパトロールして不法投棄を防止するなどの活動を行っている。

■環境負荷：P6 他
環境に加えられる影響で環境の保全に支障となるおそれのあるもの。大気や河川などに汚染物質を排出するなど人の活動に由来するものや、気象や火山活動など自然に由来するものがある。

■環境マネジメントシステム：P45
事業活動による環境負荷の低減を目指すための経営管理の仕組み。エコアクション 21 や ISO14001 などがある。

■間伐：P25
成長に伴って混みすぎた森林の一部を切り倒し、樹木の間隔を広げる作業。森林整備の手法の一つとして実施されている。林内の日照を確保し、植物の成長を促す効果がある。

■気候変動：P2 他
地球の大気状態である気候を構成する気温・降水・風などの長期的な変化。要因は、海流の変動や火山の噴火などの自然現象と、地球温暖化など人間の活動によるものがある。

■貴重種：P25
固有性、希少性、脆弱性や学術上の重要性などにおいて貴重と考えられる生物種。本計画は国の天然記念物や希少野生動植物種、国際自然保護連合の絶滅危惧種を指している。

■協働：P4 他
立場の異なる複数の主体が同じ目的のために共に働く状態。本計画は市、市民や事業者、市民団体などがお互いを尊重し合い、対等な立場で協力・協調することを示している。

■国指定文化財：P27
文化財保護法に定義する文化財に指定されたもの。文化財とは歴史・芸術上、または学術的に価値の高いもののことで、建造物などの有形文化財、演劇などの無形文化財、遺跡や名勝地、動植物などの記念物がある。

■グリーンカーテン：P24･51
つる性の植物を窓際などに繁らせたもの。直射日光を防ぎ、室内の温度上昇を抑える効果があることから、緑のカーテンとも呼ばれ、主に初夏から秋まで栽培されている。

■グリーン購入：P28･29
グリーン購入法の適合品に認定された製品やサービスを購入すること。消費者が価格や機能、品質だけでなく環境の負荷が少ないことを基準に商品を選択することで、再生原料を使用した製品などの需要が高まる効果が期待されている。

■グリーンマーク：P28･29
古紙利用製品の識別のために付けられているマーク。古紙を原則 40%以上利用した製品に表示される。こうした製品の流通で古紙の回収・利用の促進を図るため、公益財団法人古紙再生促進センターが 1981 年 5 月に制定した。



■クールビズ・ウォームビズ：P46
環境省が平成 17 年から提唱している環境に配慮したライフスタイル。職場のエアコンの消費エネルギーを削減するため、暑い時にネクタイを付けないなどの軽装で働くことを「クールビズ」、寒い時に重ね着などをして働くことを「ウォームビズ」と呼んでいる。

■景観計画：P26
良好な景観形成を推進することを目的とした計画。本市は、景観形成ガイドプランに基づき平成 26 年 5 月に策定している。

■景観条例に基づく表彰制度：P26
良好な景観形成に貢献する建物などの所有者や設計者に対し市長が表彰する制度。平成 27 年度に磐田信用金庫見付支店が表彰されている。

■健幸いわた 21：P2･30
健康づくりの施策の方向性を明らかにした計画。健康増進計画、食育推進計画、磐田市自殺対策計画、国民健康保険保健事業実施計画、特定健康診査等実施計画を一つの計画にまとめている。

■光化学オキシダント：P22･47
大気中に発生する人や植物などの健康に影響を及ぼす高濃度の汚染物質。自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線によって光化学反応を起こすことで発生する。

■公共下水道：P22･23
主として市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道。汚水管は地下に埋設されており、下流には汚水処理のための終末処理場を設置している。

■工業プロセス：P34
地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出する生産過程。アンモニアの製造過程やアセチレンの使用など、特定の工程において温室効果ガスが排出される。

■耕作放棄地：P24
これまで作物が 1 年以上作付けされず、今後においても数年のうちに再び作付けされる予定のない農地。雑草の繁茂や病害虫の発生などが問題となっている。

■国連サミット：P 3
国連に加盟する首脳が参加する国際会議。本計画は 2015 年の環境問題と持続可能な開発がテーマの国際会議のことを示している。

■ごみ分別アプリ：P28
静岡産業大学との包括連携に関する協定に基づく取組みで、静岡産業大学の学生が中心となり、市と共同で製作したアプリ。ポルトガル語や英語、ベトナム語にも対応したごみの分別検索機能などを備え、スマートフォンやタブレット端末、パソコンなどで利用できる。

さ行

■再資源化：P18･28･29
使用済み製品や生産工程から出る廃棄物を利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。リサイクル。

■再生可能エネルギー：P５他
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから脱炭素の推進に欠かせないエネルギー源となっている。

■里山：P25
都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく林、水田、畑、ため池などで構成される。開発や管理不足による里山の消失が問題となっている。

■産官学：P46
産業界と学術機関、官公庁をまとめた表現。一般的に産業界は民間企業、学術機関は大学などの教育機関・研究機関、官公庁は政府や地方公共団体を指す。

■産業廃棄物：P28･29
事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された廃棄物。焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油などの「廃油」、「金属くず」などがある。

■産業廃棄物管理責任者：P29
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、産業廃棄物を排出する事業場毎に設置が義務付けられている責任者。産業廃棄物の適正な処理を管理する。

■残食率：P30
小中学校の給食において、出席人数分の提供量に対する食べられずに残された量の割合。牛乳については計算から除いている。

■三ふっ化窒素：P34
フロンの代替として半導体素子等の加工工程などで使用される化学物質。温室効果ガスの一つ。

■静岡県環境基本計画：P 2
静岡県環境基本条例に基づき静岡県が定めた環境施策の計画。平成 28 年 3 月に「改定版第 3 次静岡県環境基本計画」が策定された。

■静岡県自然環境保全地域：P25
静岡県自然環境保全条例に基づく保全地域。動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している地域などを対象に知事が指定している。本市は桶ケ谷沼とその周辺地域が指定されている。

■静岡県地下水の採取に関する条例：P29
地下水の採取に関し規制区域を設け、採取に関して届出を要するなどの措置を講じている県条例。地下水障害の防止や水源保全、地下水資源の適正な利用を目的としている。

■次世代自動車：P45･46
二酸化炭素排出量を削減するなどガソリン車に比べ環境負荷を抑えた自動車。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車などがある。

■自動運転技術：P46
人間の操作を必要としない運転を実現する技術。現状において位置特定技術、AI、モニタリング技術などが活用されている。

■循環型社会：P28
天然資源の消費量を減らし、リデュース・リユース・リサイクルなどにより適正かつ循環的な利用を行うことで、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

■市民農園：P24･26
市民がレクリエーションや生きがいづくり、また体験学習など多様な目的のために小規模な農地で自家用に野菜や花を栽培する農園。市民農園整備促進法に基づき、市から開設の認定を受けている。

■就業人口：P9
15 歳以上の者のうち、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）である就業者の人口。

■住民基本台帳：P8･22
氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などに利用されている。

■住宅用太陽光発電システム：P45
太陽光発電パネル等を住宅の屋根に設置し、電力を発電するために必要な一連の設備。発電した電力は家庭内で使用したり売電したりしている。

■省エネ機器：P45
エネルギー効率が高く、従来の機器より消費エネルギーを削減できる機器。冷蔵庫やエアコンなどの家電製品や事業所で使用する給湯機器や製造業の各種設備など、あらゆる分野において導入することで消費エネルギーの削減が期待されている。

■食育：P30
食育基本法に則り、健全な食生活の実践を目的に行う教育。食に関する様々な体験を通して、食に関する知識と食を選択する力の習得をめざしている。

■食品ロス：P28･29
食べられるのに捨てられてしまう食品。

■森林吸収源：P19･35･46
温室効果ガスを吸収する働きのある森や林。気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書は、1990 年以降に植林されたもので間伐など適正な森林経営を条件に、森林が吸収する二酸化炭素の量を温室効果ガスの削減量に算入することを認めている。

■森林教室：P27
温室効果ガスの吸収など森林の働きや森林・林業の大切さなどを学ぶ場。県立森林公園の事業や静岡県農林事務所が主催する林業体験などがある。

■森林整備計画：P2･24

森林法に基づく適切な森林整備の推進を目的とした計画。森林関連施策の方針や造林、保育、伐採などの森林施業に関する基準などを定めている。

■森林法：P24
森林の保全や保育、森林生産力の増進を図るための法律。市町村森林整備計画、森林経営計画などの計画に関する事項や保安林の指定に関する事項が定められている。

■水源かん養機能：P29
森林に降った雨が地下に浸透し、浄化されながらゆっくり流れ出ることで、渇水や洪水が緩和され、きれいな水を河川水や地下水として供給する機能。

■水道事業ビジョン：P29

水道水の安定供給と下水道の整備について、将来を見据えた具体的な水道の事業見通し。本市は 2025 年を見据えたビジョンとして 2016 年度に策定した。

■生態系：P24
植物・動物・微生物など地球に生きるすべてのものが、土・水・大気など自然環境の中でお互いに関わり合いながら形成するシステム。

■生物化学的酸素要求量：P22
➡ＢＯＤ（Ｐ60）

■生物多様性：P５･19･25
自然生態系を構成する動物、植物、微生物などすべての生きものが支え合ってバランスを保っている状態。1992 年に日本が署名した生物多様性条約は生態系・種・遺伝子の３つのレベルで多く様々であることとしている。

■ゼロカーボンシティ：P２･４
脱炭素社会に向けて 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方自治体。磐田市は令和３年６月に表明した。

■潜熱回収給湯器：P46
高効率の給湯器。従来型給湯器の熱交換器に二次熱交換器を加え、排気ガスから潜熱を回収し利用するもの。従来の給湯器では廃棄していた熱を利用したことで、給湯効率が向上した。

た行

■第２次磐田市総合計画：P２
本市の目指すべき将来像の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための最上位の計画。第２次磐田市総合計画後期計画は令和４年度から５年間の施策や事業の内容を示している。「ものづくりとスポーツのまち」「子育て・教育のまち」など４ つのまちづくりの柱がある。

■第５次環境基本計画：P2･4
環境基本法に基づき 2018 年に国が定めた環境保全に関する総合的かつ長期的な施策をまとめた計画。エネルギー消費の削減や再生可能エネルギーの促進、森林保全や食品ロス削減などの重点施策を明らかにしている。

■脱炭素社会：P２他
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減し、実質的にゼロにしている状態の社会。

■短時間強雨：P13
気象庁の「気候変動評価報告書」における短時間に降る雨。1 時間降水量 30mm 以上の激しい雨と、１時間降水量 50mm以上の非常に激しい雨の２つの階級で評価している。➡「雨の強さと降り方」（P69）

■地域公共交通計画：P46
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画。地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにしている。

■地域づくり協議会：P54
複数の団体が連携しマンパワーを結集することで、持続可能な地域活動を目指す住民の組織。地域課題への対応や、地域活動の企画や効率的な運営を担っている。

■地球温暖化：P4･6 他
温室効果ガスが大気中に増加することで地球の平均気温が上がる現象。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■地球温暖化対策実行計画(事務事業編)：P２
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県や市町村が作成する温室効果ガス削減を目的とした実践的な計画。地方公共団体の業務によって排出される温室効果ガスを対象としている。

■地球温暖化対策の推進に関する法律：P6 他
地球温暖化対策を推進することを明らかにした法律。政府の温室効果ガス排出量の算定手法や地球温暖化対策計画の策定について定めている。令和 3 年度の改正により、地方自治体の地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定が義務付けられた。

■蓄電池：P45･46
電気を蓄え必要に応じてその電気を利用できるシステム。災害時の備えだけでなく、電力の使用が少ない時間帯に電気を貯めておき、多く使用する時間帯に使うことで電力消費を平準化するなどの活用方法がある。

■地産地消：P29
「地場生産・地場消費」の略。地域で生産・製造されたものをその地域で消費すること。消費者と生産者の相互理解を深め、地域経済の振興や地域に対する愛着形成が期待される。

■鳥獣被害防止計画：P25･47
鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣による被害防止を効果的に実施するための計画。対象鳥獣の種類や捕獲方法、防護柵の設置、捕獲した鳥獣の処理などについて記載している。

■長寿命化対策：P24
施設をより長く安全に利用するための対策。設備の改良や保全指導などハード・ソフトの両面から長寿命化を図っている。

■抵抗性クロマツ：P25
静岡県農林技術研究所の検定で松くい虫被害の原因となるザイセンチュウに対する抵抗性があると認められたクロマツの苗。

■電気自動車：P50
➡ＥＶ（Ｐ60）

■特定外来生物：P25･47
元々生息していなかった地域に定着した外来生物のうち、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業に対し損害を与える恐れがあるもの。特定外来生物法において指定されている。

■都市計画法：P22
都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とした法律。土地利用、施設整備、市街地開発などの都市計画事業に関することを定めている。

■都市計画マスタープラン：P2
都市計画法に基づく都市の将来像や土地利用などの考え方を明らかにした計画。これに基づき都市づくりに関連する具体的な計画の策定や事業が進められる。

■都市公園：P24
都市公園法に基づき、国や地方公共団体が土地を取得して設置する公園。身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園など様々な種類がある。

■都市緑地法：P24
良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活を確保することを目的とした法律。市が定める緑の基本計画の策定や、緑地保全地域における行為の制限などについて規定している。

な行

■二酸化硫黄：P22
石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する化学物質。呼吸器への悪影響があり、呼吸とともに鼻から人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因になったり動植物に被害を及ぼしたりする。

■二酸化窒素：P22
石油や石炭など窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する化学物質。高温燃焼の過程で発生した一酸化窒素が大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■燃料電池自動車：P46
水素と酸素の化学反応で発電した電気でモーターを回して走る自動車。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

■農業集落排水：P22･23
主に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する仕組み。生活雑排水の混入による農業用用排水の水質の汚濁を防止する目的がある。また、処理水を農業用水へ再利用することや汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境負荷の少ない循環型社会の構築に貢献する。

は行

■バイオマス発電：P40
植物や食品残渣などの廃棄物を直接燃焼したり、ガス化したりする発電。木材や生ごみ以外にも様々な資源が有効活用されており、地球温暖化対策や循環型社会の構築に寄与するものとして期待されている。

■排水機場：P47
ポンプ場とその付属施設の総称。水路の水をポンプにより堤防を横断して河川へ排水し、大雨による水田の被害の軽減に役立っている。

■ハイドロフルオロカーボン類：P34･37
半導体の洗浄や冷媒として使用される有機化合物。オゾン層を破壊しないことからフロンの代替物質として使用されているが、温室効果が高いため地球温暖化対策における排出量削減の対象となっている。

■ハザードマップ：P47
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などを表示した地図。防災マップ、被害予測図、被害想定図などと呼ばれているものもある。

■パーフルオロカーボン類：P34
炭素とふっ素のみで構成される不燃性で安定した性状の化学物質。冷媒や洗浄ガスとして使用されている。オゾン層破壊効果はないが、二酸化炭素の 6500 倍から 9200 倍の温室効果がある。

■パリ協定：P2･4
2015 年パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された多国間協定。2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて、先進国、途上国の関係なく全ての国で共通する公平な合意として 2016 年に発効した。

■半導体素子：P34
電気を通す導体と電気を通さない絶縁体の両方の性質を併せ持つ半導体を材料とした電子回路部品。半導体を使用することで小型化した。ダイオードなどの電流を直流から交流に変えるものや、光や放射線を検出するものなど様々な特性のものがある。

■ビオトープ：P25
池や沼などに草木を配置し、人工的に自然な状態を作り出すことで生態系を保っている空間。事業所内敷地や校庭などに造成することで、生き物の生息環境を創出することができる。

■ヒートポンプ給湯器：P46
気体(冷媒)を圧縮すると温度が上昇し、減圧すると温度が下がる原理(ヒートポンプ)を利用した給湯器。効率良くエネルギーを生み出せるため、消費エネルギーの削減につながる技術として注目されている。

■保護顕彰：P27
個人の著名でない功績や善行などをたたえて広く世間に知らしめることをいう。本計画では歴史的、文化的遺産や郷土資料を広く市民に広報し、周知することを表している。

■浮遊粒子状物質：P22
➡SPM（P61）

■ベッコウトンボ：P24･25
羽未成熟な成虫は黄褐色で、翅の黒褐色斑と併せた外観が鼈甲（べっこう）を思わせるトンボ。国内希少野生動植物に指定されている。桶ケ谷沼周辺はベッコウトンボの生息地として自然環境が注目され、保全地域となった経緯がある。

ま行

■まち美化パートナー制度：P23
自治会や企業などの団体（または個人）が、道路や河川の美化活動などを行う制度。団体は市と「パートナー合意書を取り交わし、市は活動について資材の提供や保険加入などの支援をしている。

■水資源：P5 他
人類が資源として使用できる水。地球上の水のうち約 0.01%（約 10 万ｋ㎥）の河川水や湖沼、地下水だけとなる。安全な水を将来にわたって確保するために、アジア・太平洋水サミットが開催されるなど、国際的な協力が不可欠となっている。

■水循環：P19
地球上の水が太陽のエネルギーによって絶えず循環する流れのこと。

■緑の基本計画：P2･24
「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの将来の緑のあるべき姿とそれを実現させる方法を示す計画。平成 6 年に都市緑地保全法の改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務付けられている。

■無降水：P13
気象庁が気象の将来予測の際に「雨が降らない日」の判断として、日降水量が 1mm 未満の日を定義した呼称。

■迷惑防止条例：P19･23
迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とした条例の総称。磐田市は平成 27 年度に制定し、迷惑行為の防止と環境の美化に関する事項を明らかにしている。

■メタン：P34･38
天然ガスの主成分である物質で都市ガスに用いられている気体。二酸化炭素に次ぐ強力な温室効果がある。湿地や水田、資源の採掘、火山活動などの発生要因があるが、人為的な要因が 60%とされている。

■有害化学物質：P5
人の健康や環境に悪い影響を与える物質。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、ポリ塩化ビフェニルなど 34 種類の物質を第 1 種特定化学物質に指定し、製造や輸入を制限している。

■用途地域：P22
都市計画法の地域地区のひとつ。用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。

ら行

■ライフライン：P47
生命維持や最低限の文化的生活に必要な設備の呼称。一般的に電気・ガス・水道・通信・輸送などの生活基盤を指す。災害時に優先的な復旧を要する生活基盤として表現されることも多い。

■リサイクル：P50
３Ｒの１つ。➡再資源化（P64）

■リデュース
廃棄物の発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しない、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努める取り組みがある。３Ｒの１つ。

■リユース
使用を終えた製品を、形を変えずに同じ利用法で用いること。使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などがあり、その代表的なものがビールびんである。３Ｒの１つ。

■レッドリスト：P24
絶滅のおそれのある野生生物の種を選定したもの。国内は環境省が策定し公表している。第 5 回改訂版となる我が国の「レッドリスト 2020」は、新たに海洋生物も加えたことで総数 3,772 種となっている。

■六ふっ化硫黄：P34
温室効果ガス。人体に対し安全で、優れた絶縁性能を持つ特性からガス遮断器やガス絶縁開閉装置などの電気機器に広く用いられており、電力の安定供給に不可欠なものとなっている。

SDGs(エスディージーズ)

用語解説
P60

2015 年の 9 月 25 日から 27 日まで、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この 17 の目標と 169 のターゲットが「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

《国際連合広報センターホームページ「2030 アジェンダ」より抜粋》



1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤を作ろう

10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう

4　条例・規程

■磐田市環境基本条例

平成 17 年 12 月 22 日
条例第 273 号

目次

前文
第１章　総則(第１条―第６条)
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策(第７条―第９条)
第３章　重点的に推進すべき施策(第 10 条―第 15 条)
第４章　効果的な推進のための施策(第 16 条―第 24 条)
第５章　環境市民会議(第 25 条―第 28 条)
第６章　雑則(第 29 条)
附則

私たちのまち磐田市は、斜面林に囲まれる磐田原台地を中心に、北に森林地帯、西に天竜川、東に太田川を配し、南の遠州灘に臨む、豊かで多様な自然に恵まれ、日本一のトンボの宝庫である桶ケ谷沼に象徴されるような身近に自然とふれあえる優れた環境を有しています。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与え、地球の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければなりません。

私たちは、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定します。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(２)　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(３)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下

(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第３条　環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

(１)　市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。

(２)　人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。

(３)　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。

(４)　地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

(市の責務)

第４条　市は、基本理念にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

２　市は、環境への負荷の低減に努めるとともに、その施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

３　市は、市民及び事業者の果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

４　市は、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又はその協力の求めに応じ、その施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第５条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となったときは、再資源化等適正な処理が図られるように努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第７条　市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　環境の保全及び創造に関する総合的かつ

長期的な施策の大綱

（２） 環境の保全及び創造のために、市、市民及び事業者が配慮すべき事項

（３） 前２号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３ 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第 25 条の磐田市環境市民会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映するよう努めなければならない。

４ 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

５ 前２項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第８条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の状況等の公表)

第９条 市長は、毎年度、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第３章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第 10 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第 11 条 市は、水辺、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第 12 条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かなふれあいを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現)

第 13 条 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市民及び事業者による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２ 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 14 条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、又はその活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、家庭、学校、職場、地域等において、有機的な連携の下に推進されるよう努めるものとする。

第４章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第 16 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全についての適

正な配慮が推進されるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 17 条　市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第 18 条　市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動並びに環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第 19 条　市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条　市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化の推進、再生資源の回収、地下水の保全その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条　市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 22 条　市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 23 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条　市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 5 章　環境市民会議

(設置)

第 25 条　市は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、磐田市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条　市民会議は、第 7 条第 3 項に規定する意見を行うほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する。

2　市民会議は、必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条　市民会議は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任することを妨げない。

(委任)

第 28 条　この章に規定するもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章　雑則

(委任)

第 29 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

■磐田市環境基本計画策定委員会規程

平成 18 年８月９日訓令第 19 号
改正　平成 19 年３月 27 日訓令第２号
平成 22 年３月 31 日訓令第８号
平成 23 年３月 24 日訓令第２号
平成 26 年３月 24 日訓令第２号
平成 29 年３月 29 日訓令第５号
令和４年３月 30 日訓令第３号
令和４年５月 12 日訓令第５号
令和５年２月２日訓令第１号

（設置）
第1条　磐田市は、磐田市環境基本条例（平成 17 年磐田市条例第 273 号）第7条に規定する磐田市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第1項に規定する磐田市地球温暖化対策実行計画を策定するため、磐田市環境基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条　委員会は、磐田市環境基本計画及び磐田市地球温暖化対策実行計画の策定案に関する総合調整を行う。
（組織）
第3条　委員会は、環境水道部長、資産経営課長及び環境課長並びに課長の職にある者のうち市長が指名したものをもって組織する。
2　委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
3　委員長は環境水道部長を、副委員長は資産経営課長をもって充てる。
（委員長及び副委員長）
第4条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
（補助機関）
第6条　委員会に必要に応じて磐田市環境基本計画等策定作業部会を置くことができる。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は、環境水道部において処理する。
（その他）
第8条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この訓令は、公表の日から施行する。
附　則（平成 19 年3月 27 日訓令第2号）
（施行期日）
1　この訓令は、平成 19 年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合にあっては、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程、改正前の磐田市職員倫理規程、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程、改正前の磐

田市情報化推進本部規程の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程第3条第2項、改正前の磐田市職員倫理規程第 11 条第4項、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程第3条第2項、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程第3条第1項及び第3項、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程第6条第3項及び第4項、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程第3条第1項及び第3項並びに改正前の磐田市情報化推進本部規程第3条第2項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附　則（平成 22 年3月 31 日訓令第8号）

この訓令は、平成 22 年4月1日から施行する。

附　則（平成 23 年3月 24 日訓令第2号）

この訓令は、平成 23 年4月1日から施行する。

附　則（平成 26 年3月 24 日訓令第2号）

この訓令は、平成 26 年4月1日から施行する。

附　則（平成 29 年3月 29 日訓令第5号）

この訓令は、平成 29 年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月 30 日訓令第3号抄）

（施行期日）

1　この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和4年5月 12 日訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（令和5年2月2日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

第２次磐田市環境基本計画後期計画

発行年月日：令和5年3月
編集：磐田市環境水道部環境課
〒438-8650　静岡県磐田市国府台3番地1
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/

第２次磐田市環境基本計画後期計画

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

